

新地町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

新 地 町

目 次

1. はじめに	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	2
1.3. 計画期間	2
1.4. 対象施設	3
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2.1. 町の概況	5
2.2. 人口の現状と見通し	7
2.3. 財政の状況と見通し	8
2.4. 公共施設等の現状と見通し	10
2.5. 公共施設等を取り巻く課題	19
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	20
3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針	20
3.2. 施設保有量の適正化の方向性	21
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	25
4.1. 公共施設	25
4.2. インフラ資産	44
5. 推進体制	47
5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	47
5.2. フォローアップの実施方針	48
資 料 編	49

1.はじめに

1.1. 背景と目的

全国の地方公共団体では、高度経済成長期に公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが、全国共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

そして、平成26年4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

本町保有の施設は比較的新しい施設が多く、さらに東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故関連の公共施設等の新規整備などが加わり、建築後30年未満の公共施設が約8割です。これら施設は順次老朽化が進み、改修や更新が必要な時期を迎えるとともに、財政面においても、今後も厳しい財政運営となることが想定されます。

このような背景の中、本計画は、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、復興に係るまちづくりなど公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、「新地町公共施設等総合管理計画」を策定します。

1. 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や、町の「総合計画」等を踏まえて策定するものです。本町の今後の公共施設等の管理に関する「基本的な方針」を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」の指針となるものです。

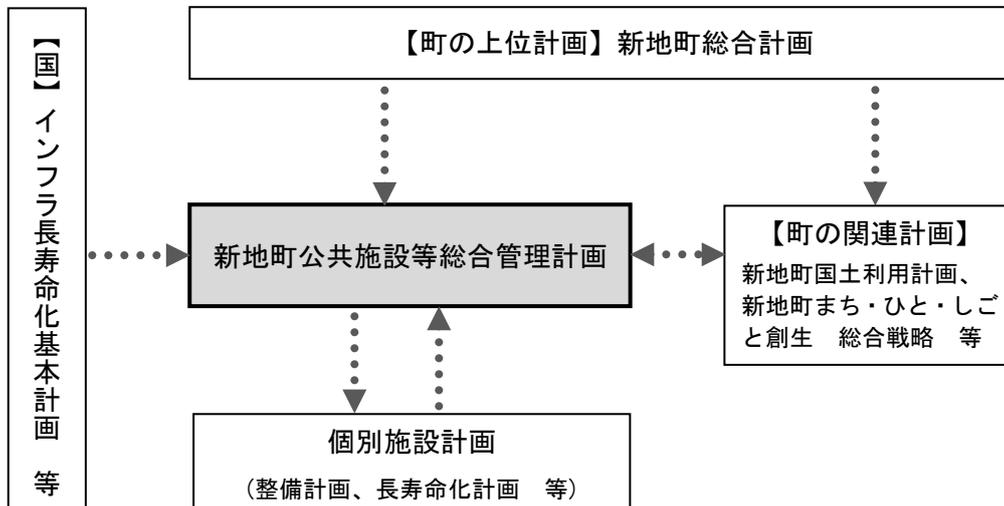


図 1-1 計画の位置づけ

1. 3. 計画期間

公共施設等マネジメントの推進においては、中長期的な視点が不可欠です。本町の公共施設の建築年度を考慮すると、概ね20～40年後に更新時期のピークを迎えると予想されることから、平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）までの40年間を計画期間とします。

なお、概ね10年ごとに見直すことを基本とし、今後、上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40年

平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）まで

1.4. 対象施設

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）とします。

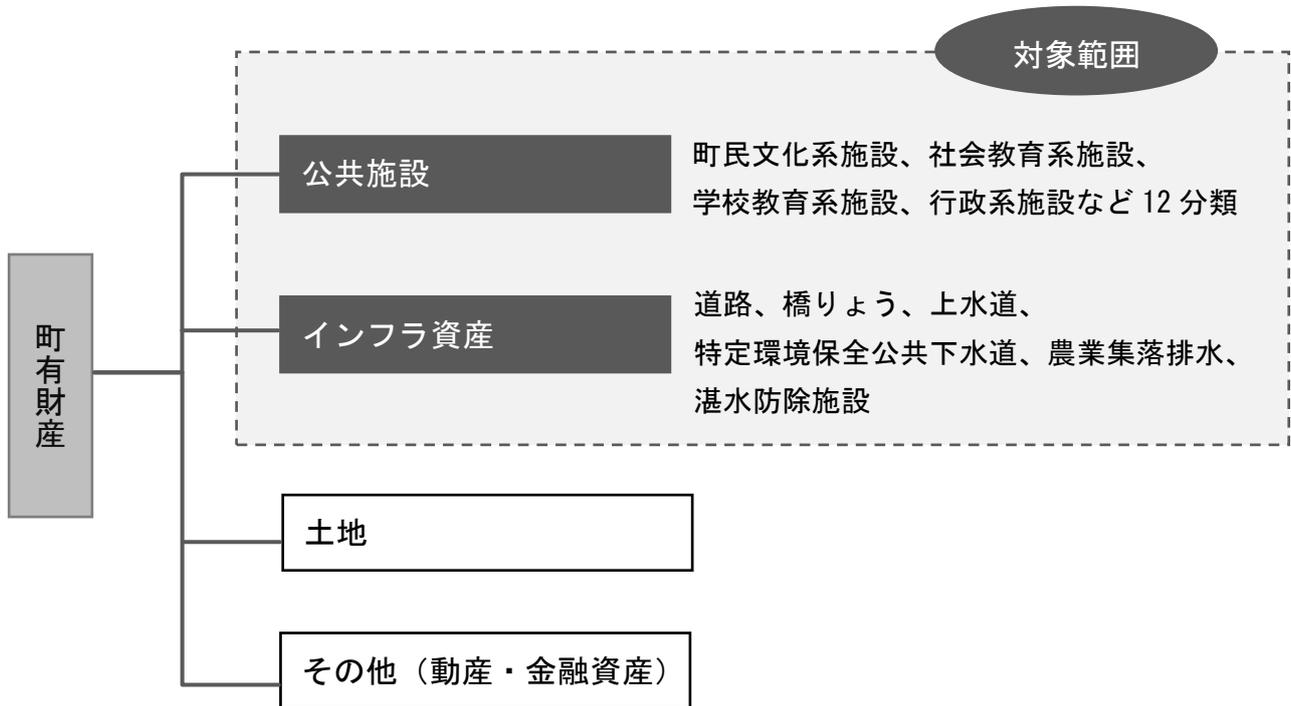


図 1-2 対象施設

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	対象施設
町民文化系施設	集会施設	駒ヶ嶺公民館 勤労青少年ホーム 農村環境改善センター
	文化施設	農業後継者研修センター
社会教育系施設	博物館、資料館等	遺構覆屋
		くるめがすりの家
		図書館
		歴史民俗資料倉庫
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	陸上競技場便所・休憩室 総合体育館 総合公園野球場 新地町民柔剣道場
	レクリエーション施設	勤労者体育センター(町民プール管理棟)
	産業系施設	相馬中核工業団地X区画 仮設事務所・倉庫 谷地小屋仮設店舗
学校教育系施設	学校	新地小学校 福田小学校 駒ヶ嶺小学校 尚英中学校
子育て支援施設	保育所	新地保育所 福田保育所 駒ヶ嶺保育所
	幼児・児童施設	新地町児童館
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	老人憩いの家 保健センター

大分類	中分類	対象施設
行政系施設	庁舎等	役場庁舎
	消防施設	消防自動車車庫・詰所(菅谷)
		消防自動車車庫(高田)
		消防団詰所(駒町)
		消防自動車車庫(渋民)
		消防自動車車庫(藤崎)
		消防自動車車庫(新林)
		消防団詰所(新林)
		消防自動車車庫(今泉)
		消防自動車車庫・詰所(岡)
		消防自動車車庫(杉目)
		消防団詰所(新地町)
		消防自動車車庫(小川)
		消防自動車車庫(富倉)
		消防団詰所(福田)
		消防団詰所(沢口・鉄砲町)
		消防自動車車庫(沢口・鉄砲町)
		消防自動車車庫・詰所(真弓)
		消防団詰所(木崎)
		消防自動車車庫(木崎)
		消防団詰所(作田)
	消防自動車車庫(作田)	
	新地町防災センター	
その他行政系施設	公用車車庫	
	公用車車庫(萩崎)	
町営住宅	町営住宅	愛宕町営住宅
		新林町営住宅
		高見原町営住宅
		大町町営住宅
		中里町営住宅
		駒ヶ嶺駅前町営住宅
		小川定住促進住宅・小川町営住宅
	定住促進住宅	福田定住促進住宅
	災害町営住宅	愛宕東災害町営住宅
		駒ヶ嶺原災害町営住宅
		大戸浜災害町営住宅
		岡災害町営住宅
		雁小屋災害町営住宅
		作田東災害町営住宅
		作田西災害町営住宅
	中島災害町営住宅	
被災高齢者共同住宅	被災高齢者共同住宅	
職員住宅	駒ヶ嶺教職員住宅	
	福田教職員住宅	
公園(建物有)	公園	総合公園こどもの森便所
		相馬地域開発記念緑地(便所)
		山小屋(休憩小屋)
		鹿狼山公衆便所
供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物処理施設
その他	その他	駒ヶ嶺町水防倉庫
		駒ヶ嶺駅前駐輪場
		釣師浜漁具倉庫

※「小川定住促進住宅・小川町営住宅」：1～3階は小川定住促進住宅、4・5階は小川町営住宅。

※下水道施設、湛水防除施設については、施設の性質上、公共施設ではなく、インフラ資産に分類している。

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2. 1. 町の概況

(1) 沿革

四季を通じて住みよい気候に恵まれた新地町は、旧石器時代の遺跡をはじめ、縄文時代の「新地貝塚」や「三貫地貝塚」などがあり、原始時代から多くの人々の歩みが刻まれています。

近世の戦国時代には伊達氏と相馬氏の政争の地となり、天正 17 年（1589 年）5 月に伊達政宗によって駒ヶ嶺、新地の両城が攻略され、以後伊達領となって明治維新を迎えました。

そして、明治 22 年（1889 年）の町村制施行によって、福田・新地・駒ヶ嶺の 3 ヶ村が誕生し、昭和 29 年（1954 年）には、3 ヶ村が合併し新しい新地村が誕生、昭和 46 年（1971 年）に町制を施行しました。

昭和 40 年代後半には、相馬港を拠点とした相馬地域開発が開始されました。昭和 50 年代には農業基盤や集落環境の整備が進められ、上水道が計画区域全域に完成したのもこの頃です。また、駒ヶ嶺公民館、町民グラウンドなどの教育文化施設やスポーツ施設の整備を進め、保育所がすべての地区に整備されました。

昭和 60 年代に入り高度成長は一段落し、産業構造変革への取組が必要とされ、バブル経済の発生と崩壊、これに続く深刻な不況、円高の進展など厳しい状況が続きますが、平成 5 年に相馬中核工業団地の第 1 期造成が完了し、翌年の 7 月に相馬共同火力発電(株)新地発電所 1 号機、平成 7 年 7 月に 2 号機が運転を開始しています。また、農村環境改善センターや保健センター、小・中学校の改築、さらには図書館や総合体育館の整備、町役場の改築など公共施設を相次ぎ整備してきました。また、国道 6 号相馬バイパスや下水道などインフラ整備も推進され、相馬中核工業団地への企業立地も進みました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、沿岸部を災害危険区域に指定するとともに、集落の高台移転を促進し、跡地を防災緑地等に整備しています。被災した JR 常磐線や主要地方道相馬亙理線は、移設による再整備が進められ、常磐自動車道は平成 26 年 12 月 6 日に新地 IC が開設され、翌平成 27 年 3 月 1 日には全線が開通されました。

(2) 位置

本町は、福島県の太平洋側最北部に位置し、東西南北とも約7km、周囲24kmのほぼ四辺形を成し、総面積は46.53km²、中心部は海拔平均20~30mとなっています。

交通は、JR常磐線が平成28年12月10日に運転再開しており、道路は東京から水戸市・いわき市を経て岩沼市に至る国道6号及び常磐自動車道が本町を縦断し、新地ICが開設されています。また、相馬市を経て国道115号で県都福島市へ、国道113号で宮城、山形方面へ至ります。相馬市へ10分(9km)、県都福島市までは80分(65km)、東北の中枢都市仙台市へは60分(54km)の距離にあります。

高速交通として、相馬市から福島市・山形県の米沢市・山形市・新庄市そして秋田県の横手市に至る東北中央自動車道の整備が進められています。

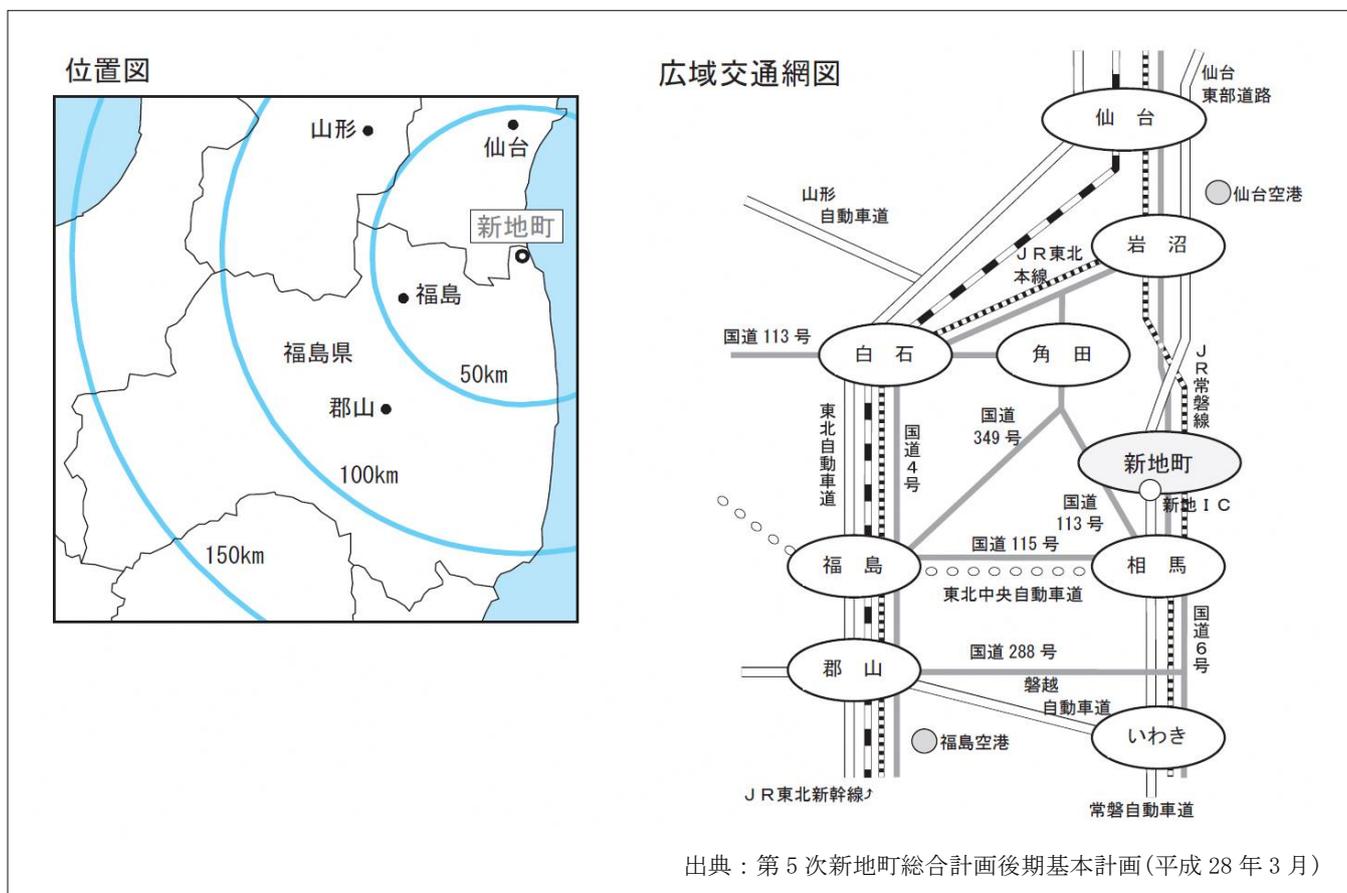
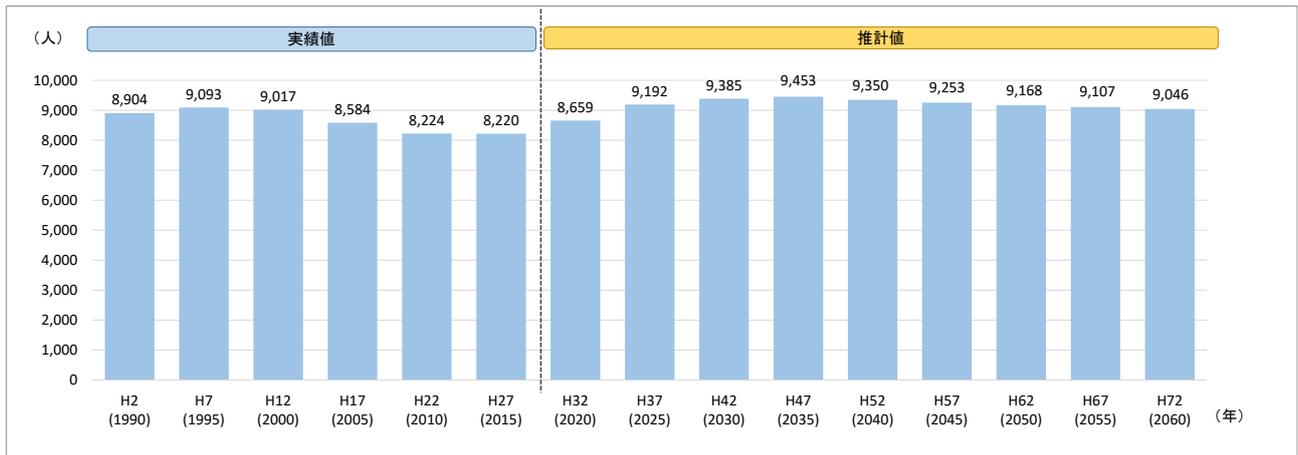


図 2-1 新地町の位置

2.2. 人口の現状と見通し

本町の総人口は、平成7年をピークに減少しています。平成23年に東日本大震災の影響により人口が減少しましたが、平成27年には8,220人となり、震災前の水準まで回復しています。将来展望としては、まちづくり事業と子育て支援等若者向け施策・事業の展開により、平成72年(2060年)までに人口規模9,000人を確保することを目標としています。

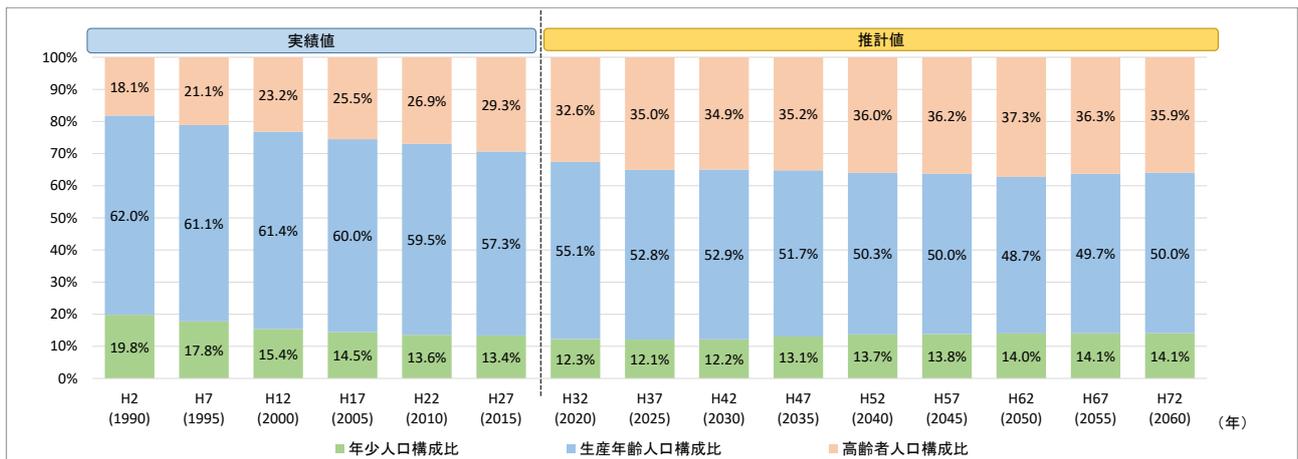
年齢3階層別人口の割合をみると、高齢者の割合が増加傾向であり、今後もその傾向が続く見込みです。



出典:実績値は総務省「国勢調査」、推計値は「新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(パターン2)

※パターン2:平成27年国勢調査速報値をベースに町独自で推計したものです。現在、JR新地駅周辺におけるまちづくりや、LNG基地の建設が進められるなど、雇用の場の創出や転入者数の増加などが期待される状況にあります。これらまちづくり事業と子育て支援等若者向け施策・事業の展開により、若者世代の人口増加、出生者数・出生率の上昇をめざすこととし、「新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」においてはパターン2を将来人口の目標として設定しています。

図 2-2 総人口の推移と見通し



出典:実績値は総務省「国勢調査」、推計値は「新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(パターン2)

図 2-3 年齢3階層別人口割合の推移と見通し

※年少人口:15歳未満の人口、生産年齢人口:15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口:65歳以上の人口。

2.3. 財政の状況と見通し

(1) 歳入

本町の平成27年度の普通会計の歳入決算額は、約143.9億円です。平成18年度の約41.6億円と比較すると、約3.5倍となっています。

歳入決算額の推移をみると、平成23年度以降、国・県の支出金や地方交付税が大幅に増加しています。これらは、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興のための一時的な財政措置であり、今後は復旧・復興事業の進捗に伴い減少していきます。

自主財源の柱である地方税（町税）は、約20.8億円で、歳入総額の1割強であることから、復旧・復興事業の終了後は、厳しい財政運営となることが懸念されます。

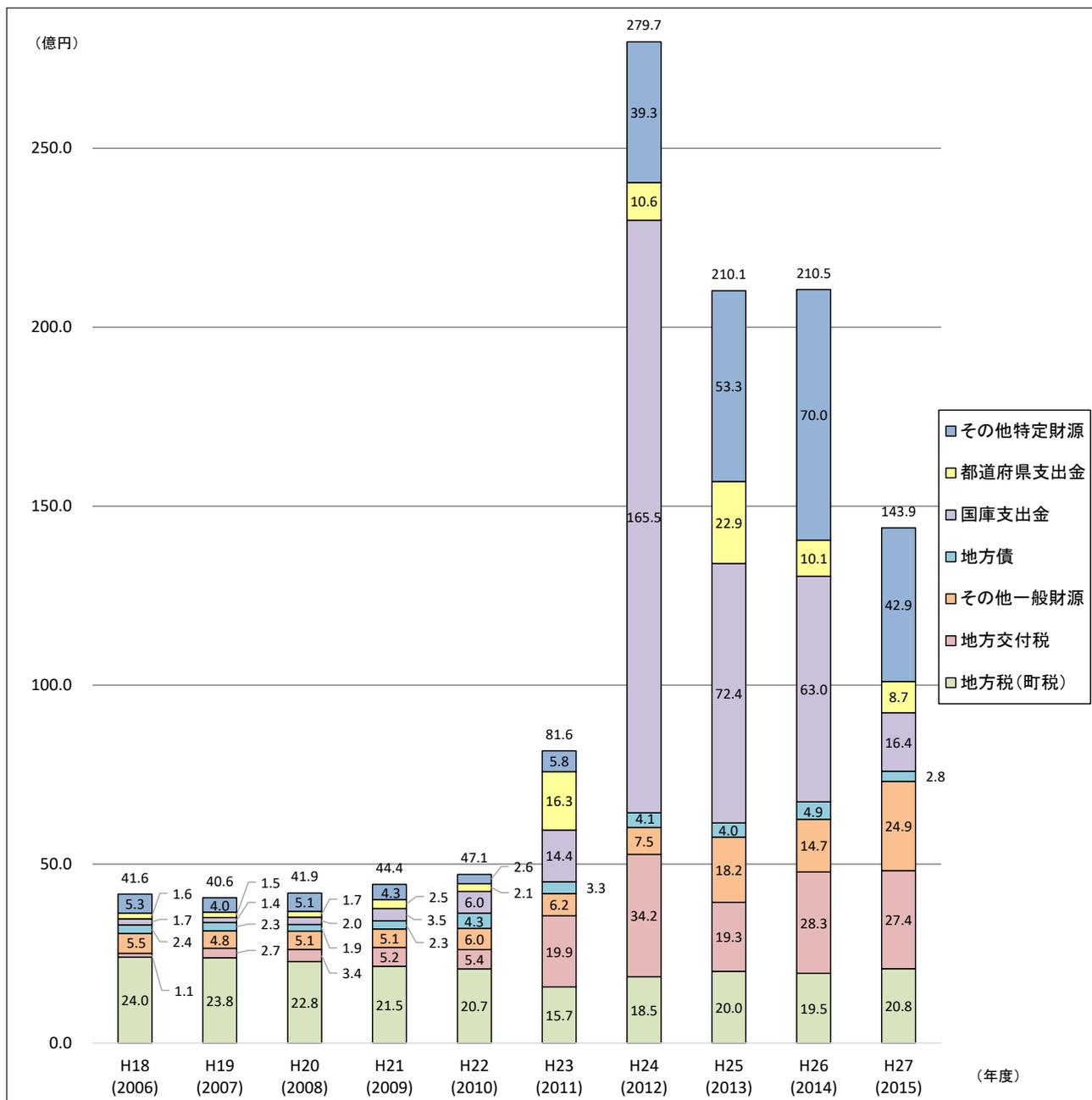


図 2-4 歳入の推移

(2) 歳出

本町の平成 27 年度の普通会計の歳出決算額は、約 138.3 億円です。平成 18 年度の約 39.2 億円と比較すると、約 3.5 倍となっています。

歳出決算額の推移をみると、平成 23 年度以降、復旧・復興事業（災害公営住宅整備事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業等）により、歳出が大幅に増加しています。

今後は、復旧・復興事業の終了に伴い、歳出が大幅に減少する見込みです。今後、公共施設等の維持管理・更新・改修等費用の増加や、高齢化による扶助費の増加が見込まれ、将来を見据えた財政運営が求められます。

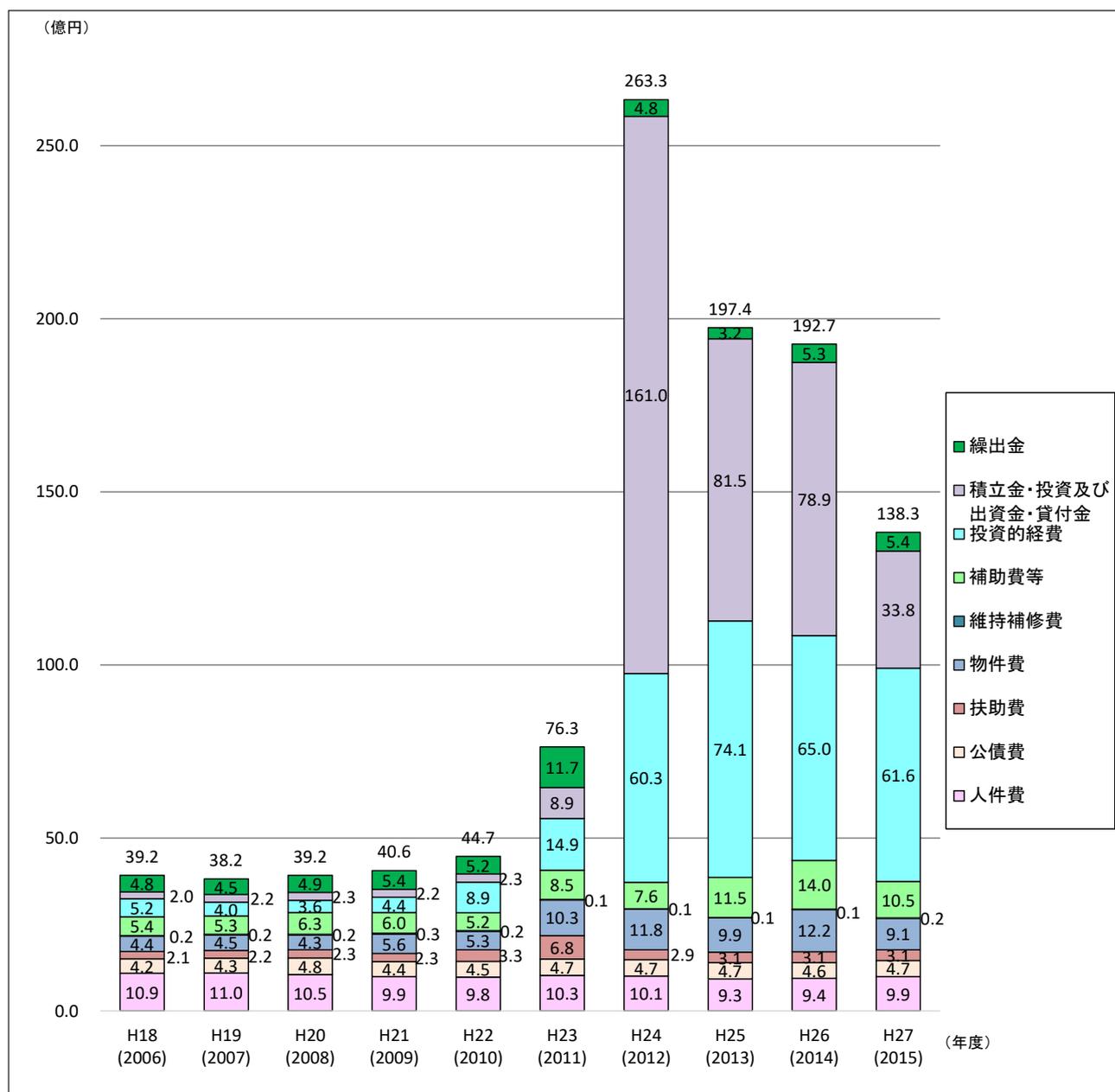


図 2-5 歳出の推移

2.4. 公共施設等の現状と見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本町の公共施設の保有数は、77施設であり、延床面積は約6.6万㎡となっています。延床面積の内訳をみると、町営住宅が最も多く、全体の32.4%を占めています。次いで、学校教育系施設(29.0%)、行政系施設(11.3%)となっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)
町民文化系施設	4	5.2	3,173	4.8
社会教育系施設	4	5.2	2,169	3.3
スポーツ・レクリエーション施設	5	6.5	4,913	7.5
産業系施設	2	2.6	851	1.3
学校教育系施設	4	5.2	18,978	29.0
子育て支援施設	4	5.2	2,878	4.4
保健・福祉施設	2	2.6	1,675	2.6
行政系施設	25	32.4	7,431	11.3
町営住宅	19	24.7	21,205	32.4
公園(建物有)	4	5.2	113	0.2
供給処理施設	1	1.3	743	1.1
その他	3	3.9	1,402	2.1
合計	77	100.0	65,531	100.0

※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

平成28年度調査時点

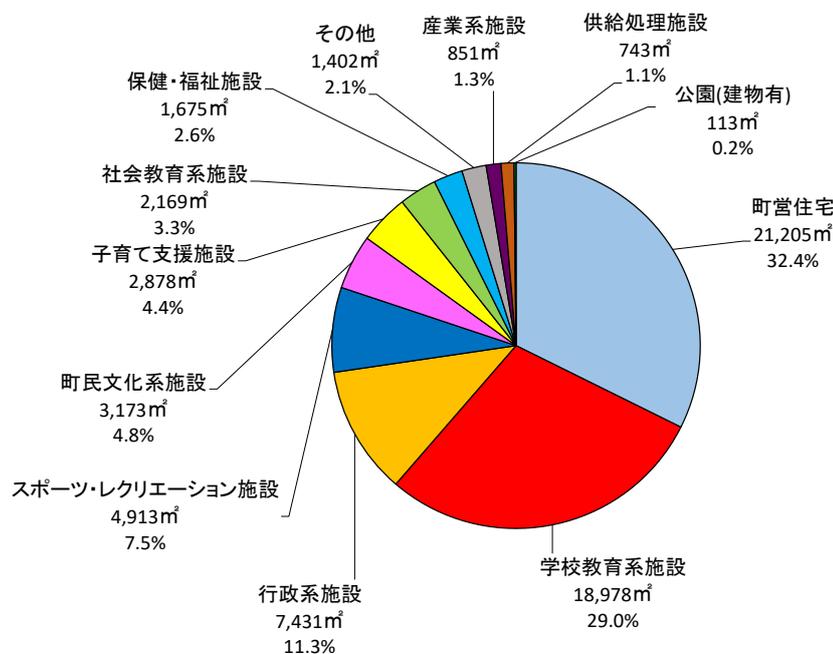


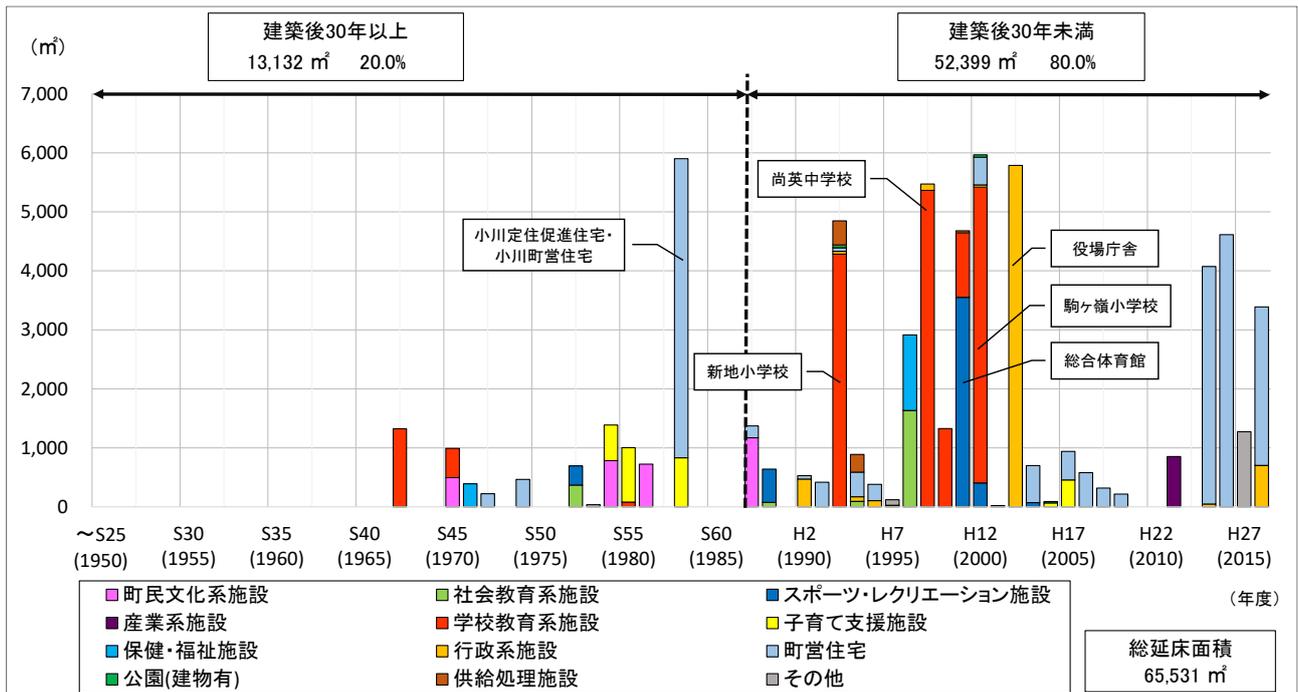
図 2-6 公共施設の施設分類別延床面積

②老朽化の状況

本町では、これまで庁舎、学校、町営住宅等の公共施設を整備してきました。建築後30年以上を経過している施設は約1.3万㎡であり、全体の20.0%となっています。建築後30年未満の施設は約5.2万㎡であり、全体の80.0%となっています。

今後は、施設の老朽化に伴い、更新（建替え）や大規模改修等の老朽化対策を講じていく必要があります。

施設分類別にみると、町民文化系施設や子育て支援施設は、建築後30年以上を経過している施設の割合が高い状況です。



※グラフ内の施設名称の表示は、延床面積が3,000㎡以上の施設。

図 2-7 公共施設の建築年度別延床面積

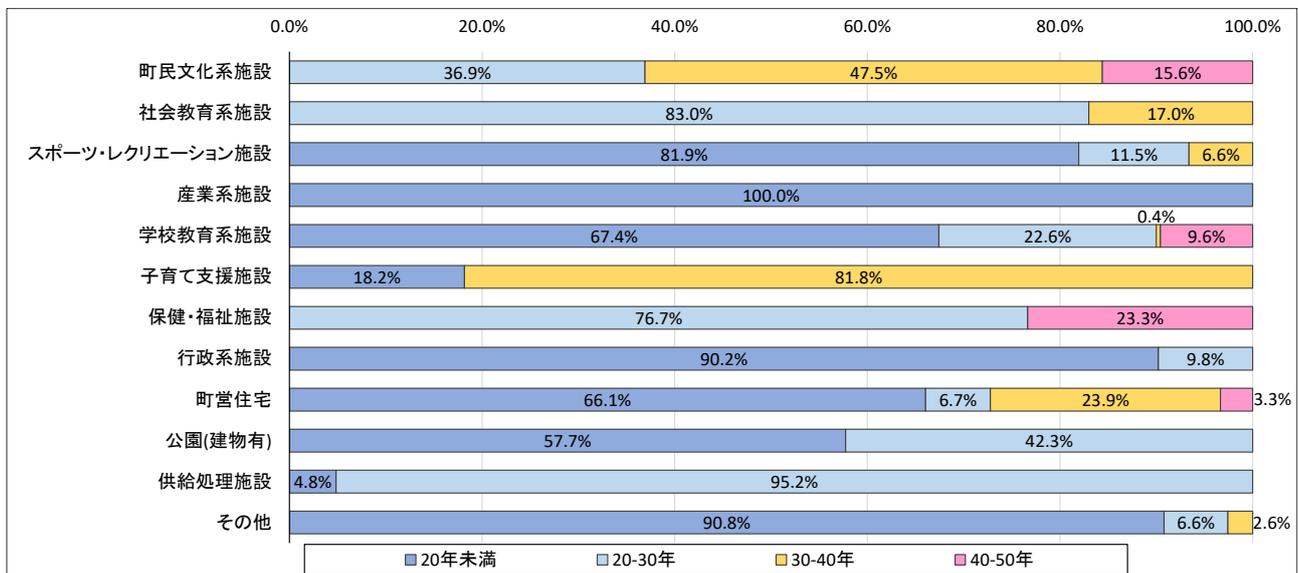
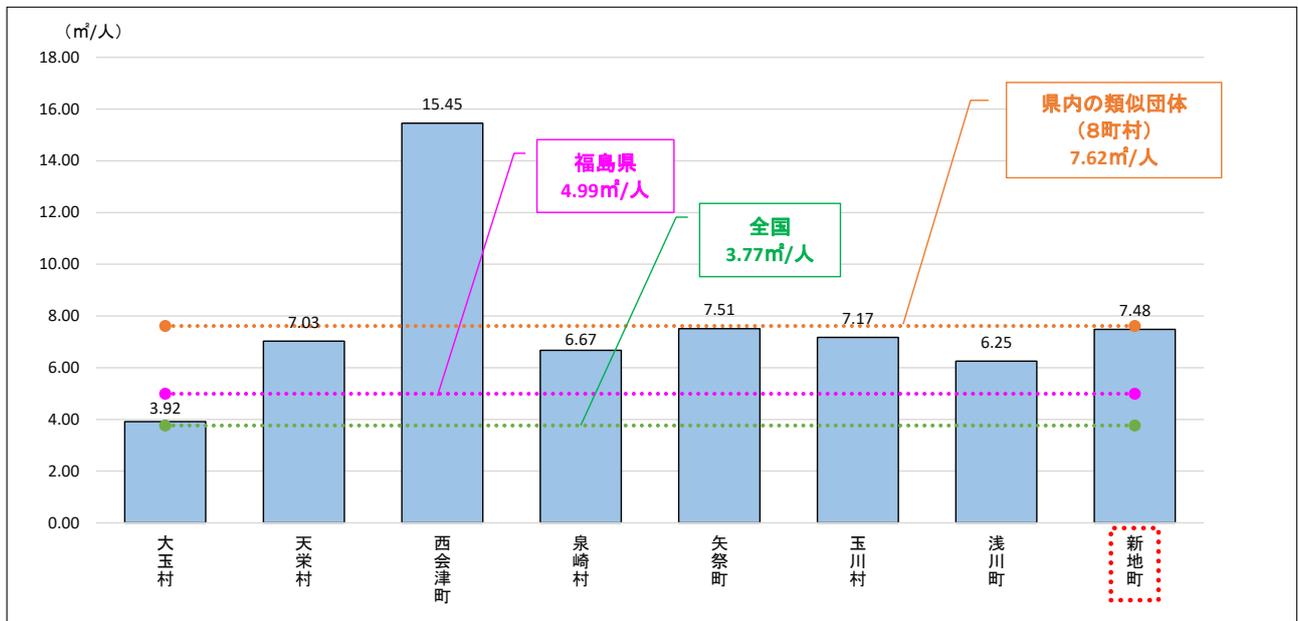
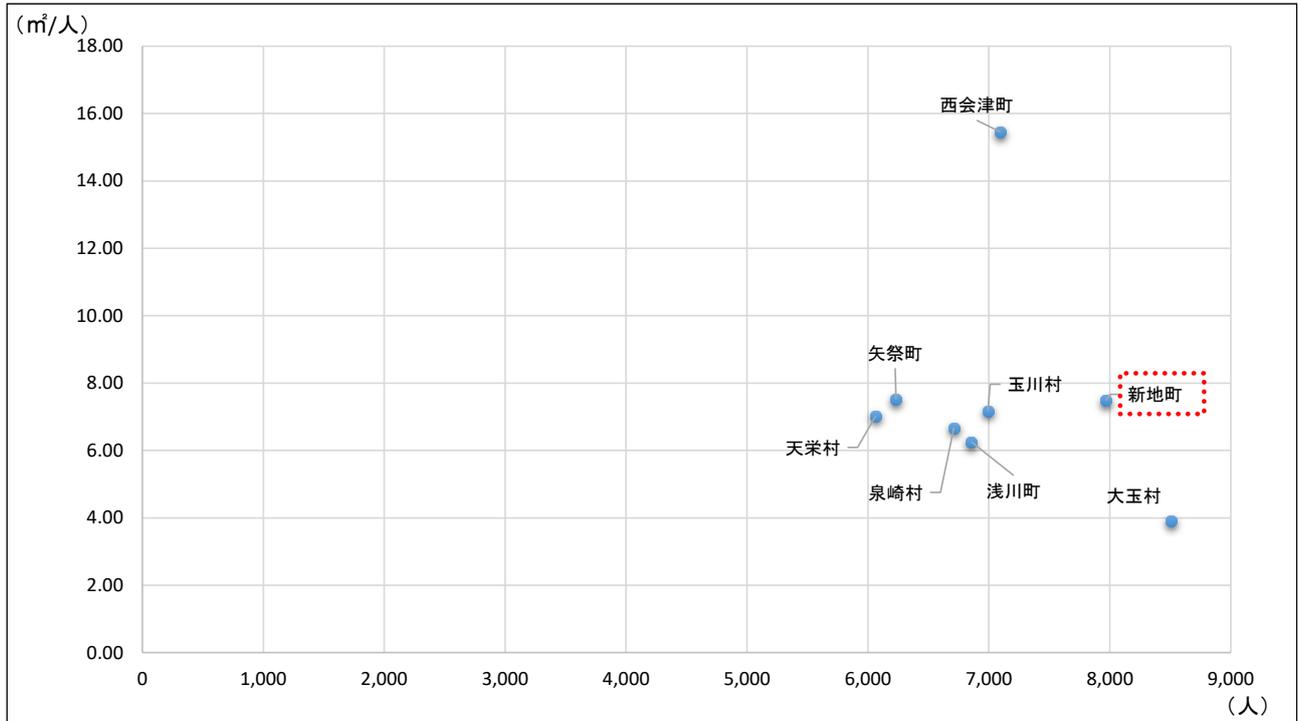


図 2-8 経過年数別延床面積の構成比

③他自治体との比較

総務省の「公共施設状況調（平成 26 年度）」によると、本町の公共施設の 1 人当たり延床面積は 7.48 m²/人であり、全国（3.77 m²/人）、福島県（4.99 m²/人）を上回っています。

県内の類似団体 8 町村のなかでは、矢祭町、天栄村、玉川村と概ね同水準となっています。



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（平成 26 年度）」
人口：総務省「住民基本台帳登録人口（平成 27 年 1 月 1 日現在）」

図 2-9 公共施設の 1 人当たりの延床面積の比較

※P. 7 の人口及び P. 10 の公共施設の延床面積とは出典が異なる。

④耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は、全体の 90.1%を占めています。旧耐震基準は、全体の 9.9%であり、必要に応じて、耐震診断や耐震補強等の対策を実施しています。

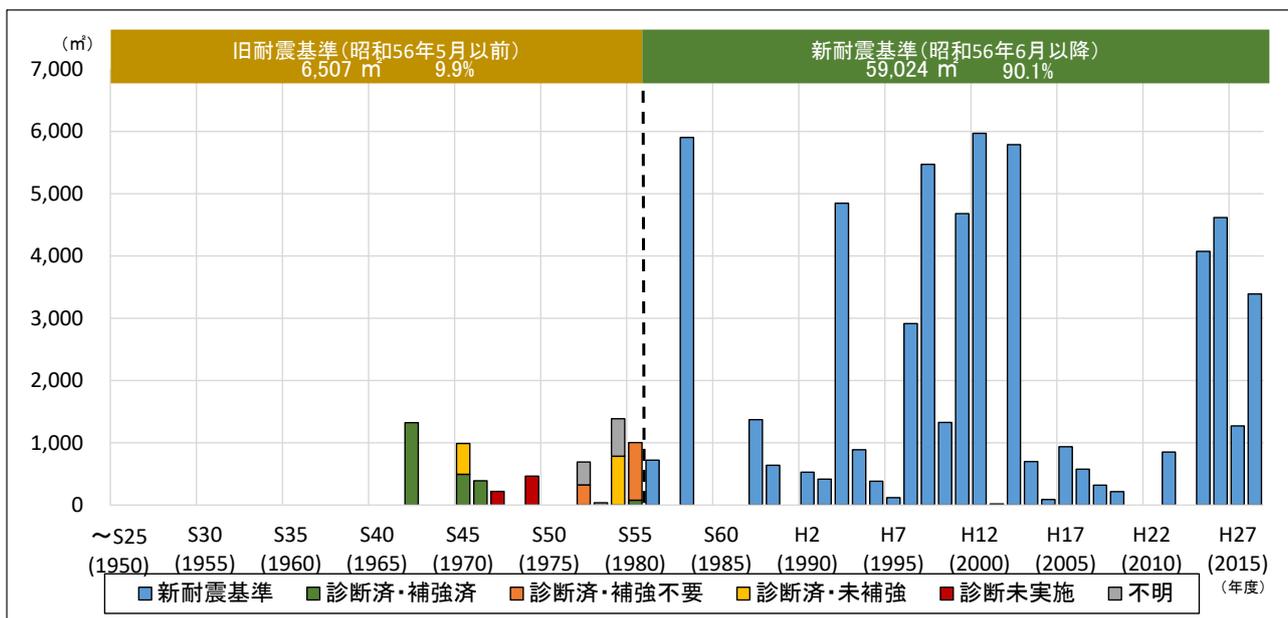


図 2-10 建築年度別の耐震化状況 (延床面積ベース)

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度 6 強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準

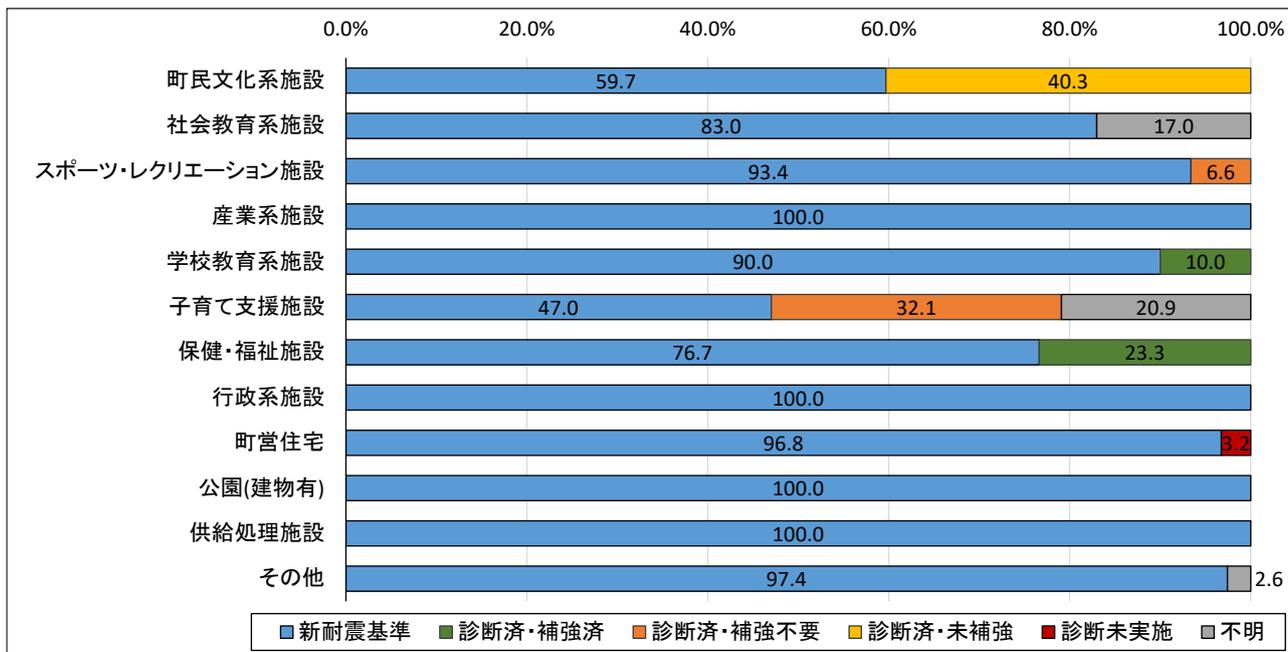


図 2-11 施設分類別の耐震化状況 (延床面積ベース)

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。本町では、これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本町の主なインフラ資産の保有量は、以下のとおりです。

表 2-2 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量
道路	一級町道	23.4 km
		218,648 m ²
	二級町道	20.2 km
		120,311 m ²
	その他の町道	141.7 km
		736,814 m ²
計	185.3 km 1,075,773 m ²	
橋りょう		104 橋
		1.2 km
		7,334 m ²
上水道	管路	148.5 km
特定環境保全公共下水道	管路	46.4 km
	特定環境保全公共下水道施設	1 施設 1,764 m ²
農業集落排水	管路	17.4 km
	農業集落排水施設	3 施設 392 m ²
湛水防除施設		6 施設
		1,233 m ²

平成 27 年度末時点

橋りょうの出典は「新地町橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年度）」

(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

①公共施設

現在保有する公共施設を将来も同規模で更新等した場合の費用を試算したところ、平成29年度から平成68年度までの40年間に掛かる費用の合計は、約206.8億円と推計されます。年平均の更新等費用は約5.2億円/年となります。

平成29年度から平成48年度までの20年間では、大規模改修を中心に費用がかかる見込みであり、平成49年度以降は更新（建替え）を中心に費用がかかる見込みです。

施設分類別にみると、町営住宅の更新等費用が最も高く、平成29年度から平成68年度までの40年間で、約56.2億円になると推計されます。特に、平成49年度から平成58年度までの10年間では約34.4億円と推計され、費用が集中する見込みです。

次いで、学校教育系施設の更新等費用が高く、平成29年度から平成68年度までの40年間で、約49.5億円になると推計されます。特に、平成39年度から平成48年度までの10年間では約27.8億円と推計され、費用が集中する見込みです。

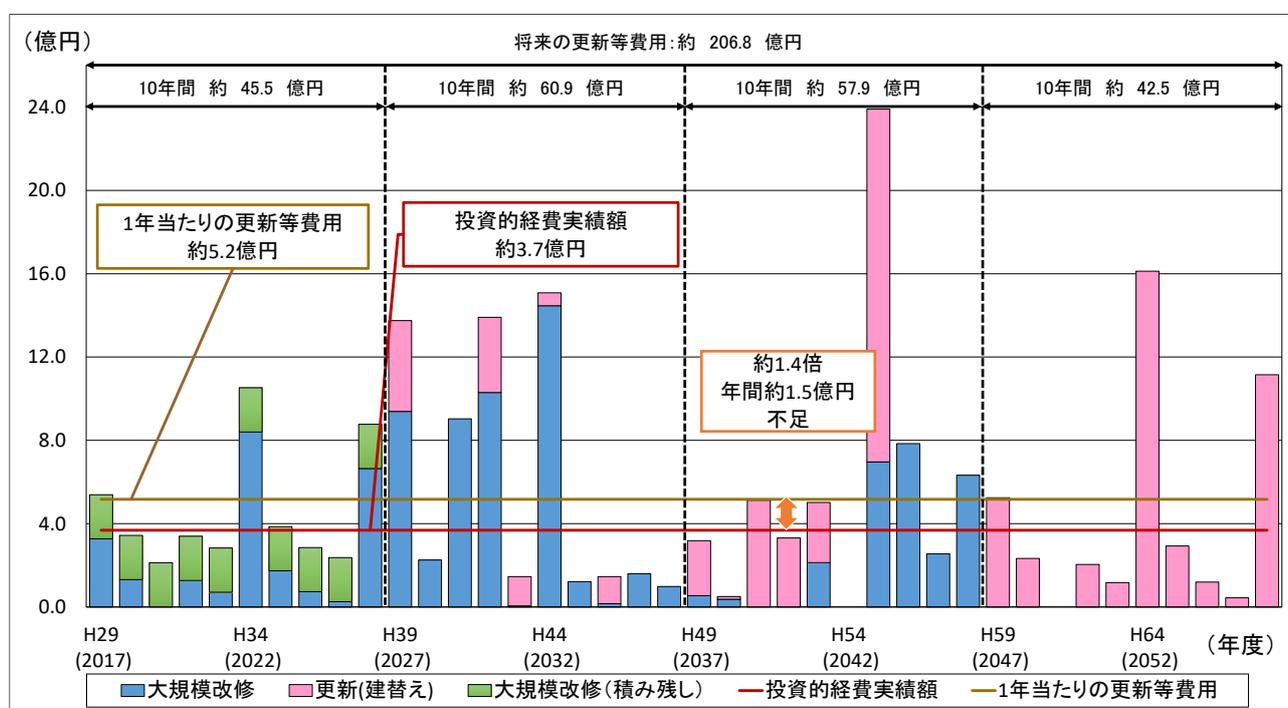


図 2-12 公共施設の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）を活用して試算。

※積み残し：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合、今後10年間に実施するものとして、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。

※投資的経費実績額：東日本大震災以前の平成18年度から平成22年度までの5年間の投資的経費の平均。

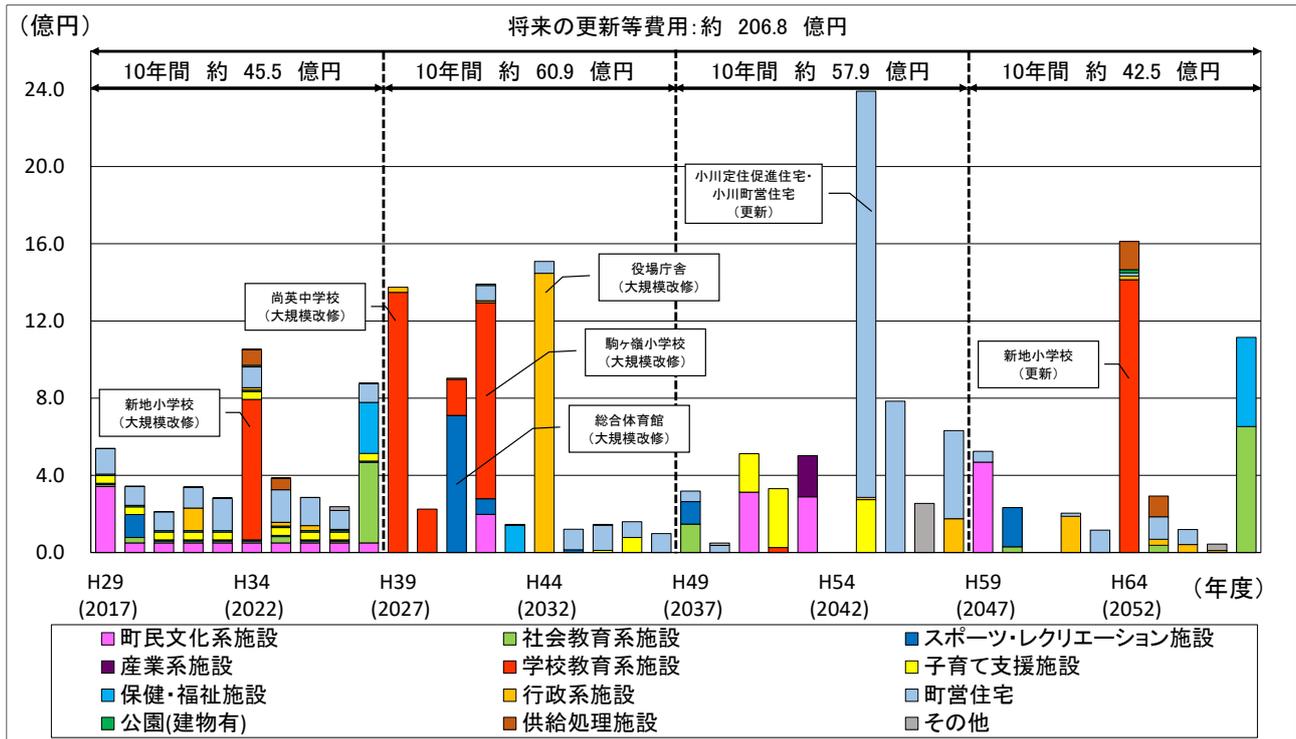


図 2-13 施設分類別将来の更新等費用の推計

表 2-3 施設分類別将来の更新等費用の推計

分類	将来の更新等費用 (億円)				
	平成29年～平成38年度	平成39年～平成48年度	平成49年～平成58年度	平成59年～平成68年度	平成29年～平成68年度(40年間合計)
町民文化系施設	7.9	2.0	6.0	4.7	20.6
社会教育系施設	5.4	0.0	1.5	7.2	14.1
スポーツ・レクリエーション施設	1.8	8.1	1.2	2.0	13.1
産業系施設	0.0	0.0	2.1	0.0	2.1
学校教育系施設	7.3	27.8	0.3	14.1	49.5
子育て支援施設	4.0	0.9	7.8	0.0	12.7
保健・福祉施設	3.3	1.4	0.0	4.6	9.3
行政系施設	1.8	14.9	1.9	2.9	21.5
町営住宅	12.2	5.6	34.4	4.0	56.2
公園(建物有)	0.1	0.1	0.0	0.2	0.4
供給処理施設	1.4	0.1	0.0	2.5	4.0
その他	0.3	0.0	2.7	0.3	3.3
合計	45.5	60.9	57.9	42.5	206.8

②インフラ資産

現在保有するインフラ資産を更新等した場合の費用を試算したところ、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に掛かる費用の合計は、約 336.4 億円と推計されます。年平均の更新等費用は約 8.4 億円/年となります。

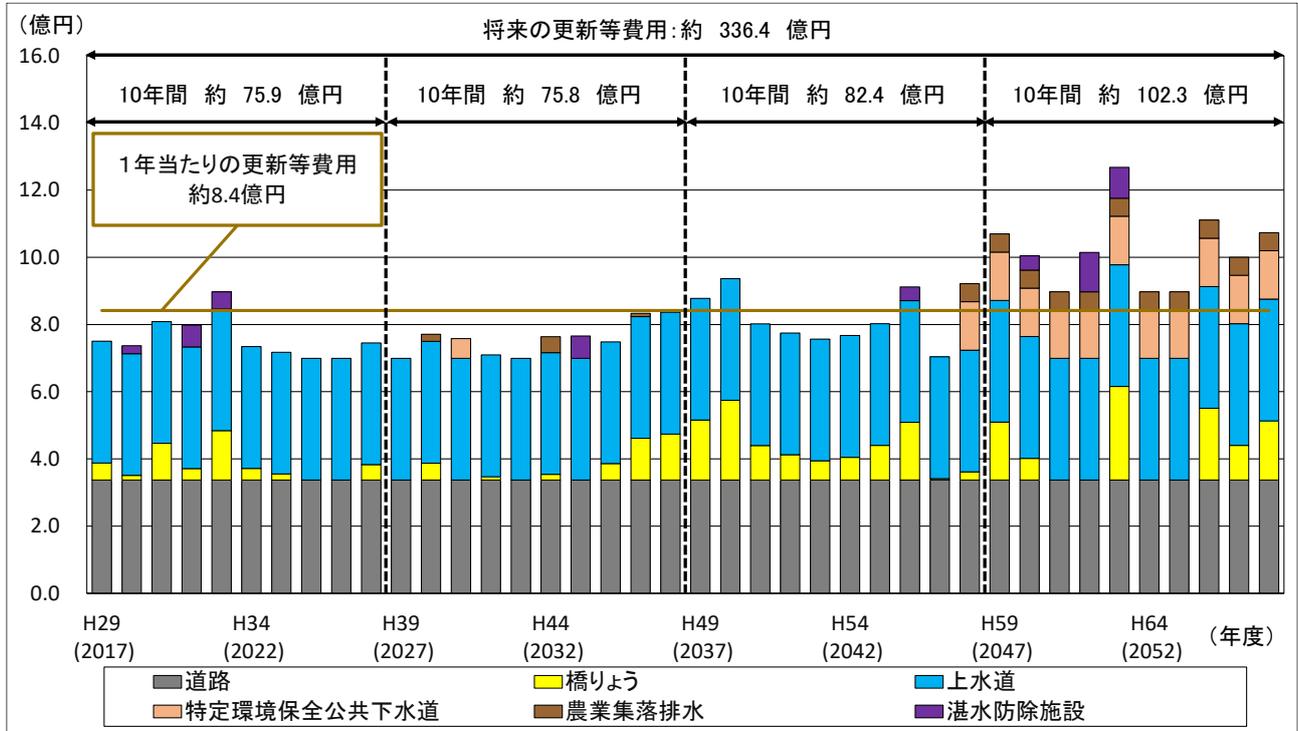


図 2-14 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)を活用して試算。

※主なインフラ資産として、道路、橋りょう、上水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、湛水防除施設の費用を計上。

③公共施設等（公共施設とインフラ資産の合計）

現在保有する公共施設等（公共施設とインフラ資産の合計）を更新等した場合の費用を試算したところ、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間にかかる費用の合計は、約 543.2 億円と推計されます。年平均の更新等費用は約 13.6 億円/年となります。

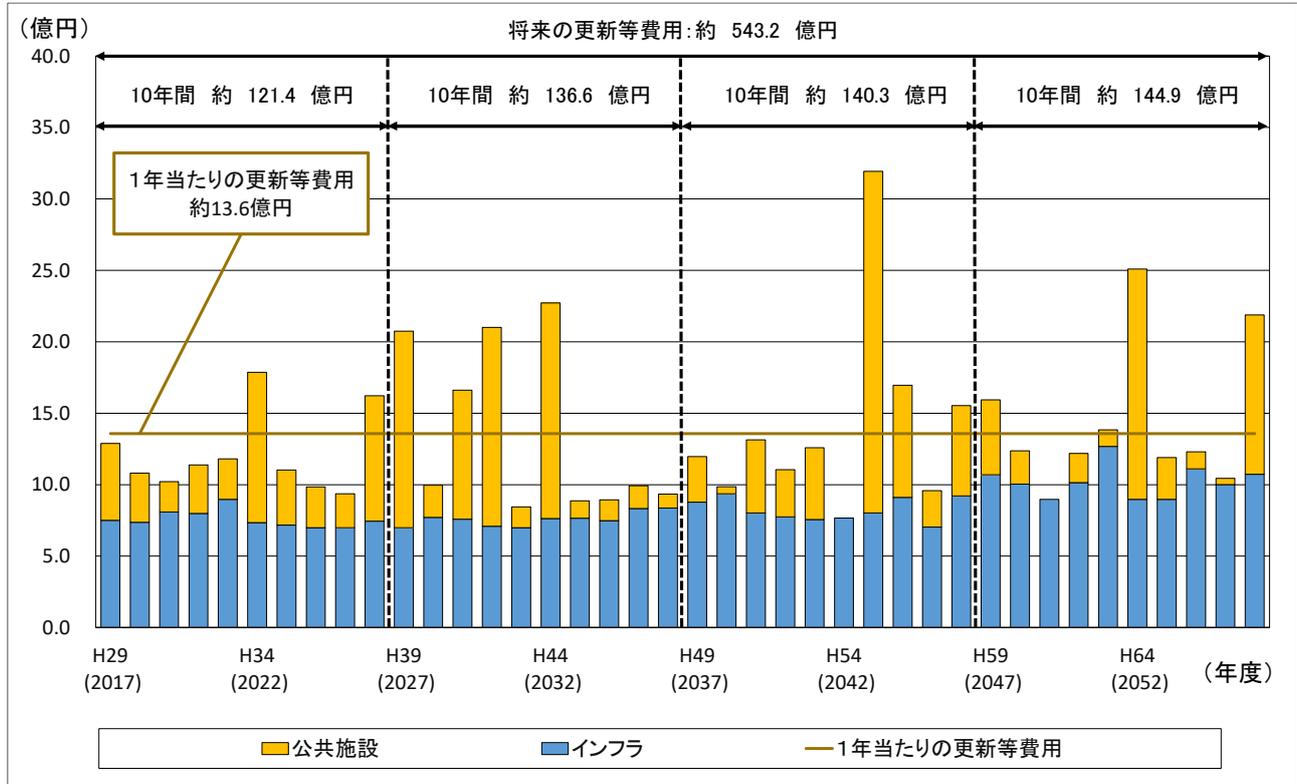


図 2-15 公共施設等の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）を活用して試算。

2. 5. 公共施設等を取り巻く課題

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しなどを踏まえ、公共施設等を取り巻く課題を以下のとおりに整理します。

(1) 需要の変化への対応

本町の総人口は、平成7年をピークに減少しています。平成23年に東日本大震災の影響により人口が減少しましたが、平成27年には8,220人となり、震災前の水準まで回復しています。将来展望としては、まちづくり事業と子育て支援等若者向け施策・事業の展開により、平成72年(2060年)までに人口規模9,000人を確保することを目標としています。また、高齢者の割合が増加傾向であり、今後もその傾向が続く見込みです。

そのため、復興と新しいまちづくり、人口構造の変化、町民ニーズの変化などに対応するために、施設の適正規模・適正配置について検討する必要があります。

(2) 財政状況の変化への対応

自主財源の柱である地方税(町税)は、歳入総額の1割強で、国・県の支出金や地方交付税に依存している状況であるため、復旧・復興事業の終了後は、厳しい財政運営となることが懸念されます。

そのため、将来の財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源確保の方策について検討する必要があります。

(3) 施設の長期利用への対応

本町の公共施設は、建築後30年未満の公共施設が約8割です。また、道路、橋りょう、上水道など、継続的に使用していくインフラ資産を多く保有しています。

今後、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故関連の公共施設等の新規整備などが加わり、比較的新しい公共施設の割合が多くなると想定されます。これら公共施設等は、継続した有効活用が求められますが、公共施設等は徐々に経年劣化することにより、安全性や快適性の維持等の問題が生じます。

そのため、施設の安全性や性能の確保に対応した公共施設等の保全や改修、さらには新たな活用に対応した公共施設の改修について検討する必要があります。

(4) 復興計画と連携し、新たなまちづくり支援への対応

本町は、復興計画を策定し、防災集団移転促進事業など、被災者の住まい・生活の再建に取り組んでおり、新地駅周辺地区では市街地復興整備事業により新たなまちの拠点としてまちづくりを進めています。

平成28年3月に策定された、「第5次新地町総合計画後期基本計画」や「新地町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」に対応し、復興と新しいまちづくりに求められる公共施設等機能のあり方を踏まえた、新たな活用の方向について検討する必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、本町における「公共施設等マネジメントの基本方針」を以下のとおりに定めます。

(1) 復興と新しいまちづくりに対応した公共施設等の整備推進

今後の復興と新しいまちづくりに求められる公共施設については、求められる機能に応じた公共施設等の整備を推進します。

(2) 施設の長寿命化や適切な更新の推進

将来のまちづくりを見据え、地域特性、町民ニーズ、財政事情などを勘案し、必要となる公共サービスを確保しながら、施設の長寿命化や適切な更新を進めるとともに規模と配置の適正化を図ります。

(3) コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を図ります。

(4) 計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、改修や更新にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を図ります。



図 3-1 施設の目指すべき姿

3. 2. 施設保有量の適正化の方向性

(1) 公共施設

将来にわたり公共サービスを提供し続けるため、下記の取組などにより公共施設の保有量の適正化を図ります。

- 復興と新しいまちづくりに必要な施設については、「公共施設等マネジメントの基本方針」に従い、公共施設整備を検討する。
- 既存の低未利用施設や低未利用スペースを積極的に活用する。
- 低未利用施設のうち、老朽化により、活用が見込めない施設は積極的に処分する。
- 施設の更新等の際には、集約化、複合化、減築などを適宜行う。
- 町が保有する必要性が低い施設については、地元や民間等へ譲渡・売却等を適宜行う。

(2) インフラ資産

インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、今後は既存施設の保全に重点を置き、予防保全型の維持管理に努め、安全確保と修繕等費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

■計画的な点検・診断の実施

施設毎に定められた基準等に基づき、計画的に点検・診断を行い、その結果を踏まえて、必要な対策を適切な時期に実施します。

■メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・修繕等の措置の履歴情報を記録し、次期の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。

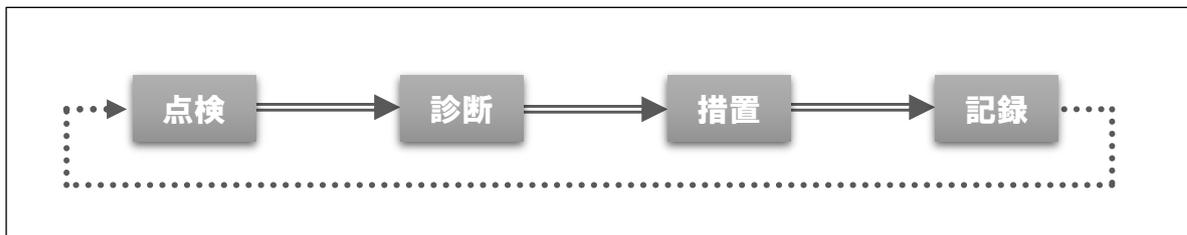


図 3-2 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■予防保全型の維持管理

部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより施設の性能低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

■計画的な更新等の実施

施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案し、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に改修や更新等を行います。

■時代の要請や町民ニーズへの対応

改修や更新等の際には、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や町民ニーズに対応するために必要となる施設の性能向上に努めます。

■効率的・効果的な維持管理・運営

効率的・効果的な維持管理・運営を実現するため、施設の長寿命化、省エネルギー対策、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

■劣化や損傷等への措置

点検・診断等で劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕を実施し耐震改修などの施設全体の改修など、必要な措置を講じます。

■危険施設等への措置

高度の危険性が確認された施設や老朽化により今後とも利用見込みのない施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮しながら、施設の除却等の対策を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

■耐震化の推進

公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保が必要となるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

■長寿命化の推進

今後も継続的に保有する施設のうち、長寿命化によりライフサイクルコスト（LCC）の縮減を見込むことができる施設については、予防保全型の計画的な維持管理による長寿命化を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

■施設総量の適正化

(公共施設)

中長期的な視点により、町が施設を保有・管理する必要性、老朽化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、計画的に継続、更新、統合、廃止等を進め、総量の適正化を図ります。

(インフラ資産)

今後の社会情勢の変化、町民ニーズ、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しなどを行い、適正な供給を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により意識啓発や技術の向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

■広域的な連携の推進

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うため、国、県、近隣自治体、その他関係機関との連携を図ります。

■民間事業者との連携

PPP/PFI の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

■町民との協働・連携

町民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、町民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

行政の守備範囲を明確にしながら、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料などの適正化に努めます。

■施設等の有効活用による財源確保

未利用施設の売却・貸付、広告事業など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 町民文化系施設

(保有施設)

中分類	対象施設
集会施設	駒ヶ嶺公民館
	勤労青少年ホーム
	農村環境改善センター
文化施設	農業後継者研修センター

(現状)

- 集会施設は、駒ヶ嶺地区に「駒ヶ嶺公民館」、新地地区に「農村環境改善センター」、福田地区に「勤労青少年ホーム」の3施設があります。文化施設は「農業後継者研修センター」があります。
- 「駒ヶ嶺公民館」、「勤労青少年ホーム」は、建築後30年以上を経過し、また、文化施設は建築後46年を経過しており、老朽化により修繕や取り壊しなどの対応が必要となっています。「駒ヶ嶺公民館」は、建築後37年を経過し、平成29年に解体予定です。
- 「農業後継者研修センター」は、現在、商工会に貸し出し中で職員による点検を実施しています。
- いずれの施設も利用者数は減少しており、今後も人口減少に伴い、利用者の減少が見込まれます。

(基本方針)

- ◇「駒ヶ嶺公民館」は、事務室は耐震性が高いため、当面継続利用し、他の公民館整備にあわせて複合化し、建設予定です。今後は、地区主体の維持管理、運営を行っていきます。
- ◇他の施設については、老朽化状況、利用状況などに応じて、施設のあり方について検討を行います。今後は、「駒ヶ嶺公民館」同様、地区主体の維持管理、運営を行っていきます。

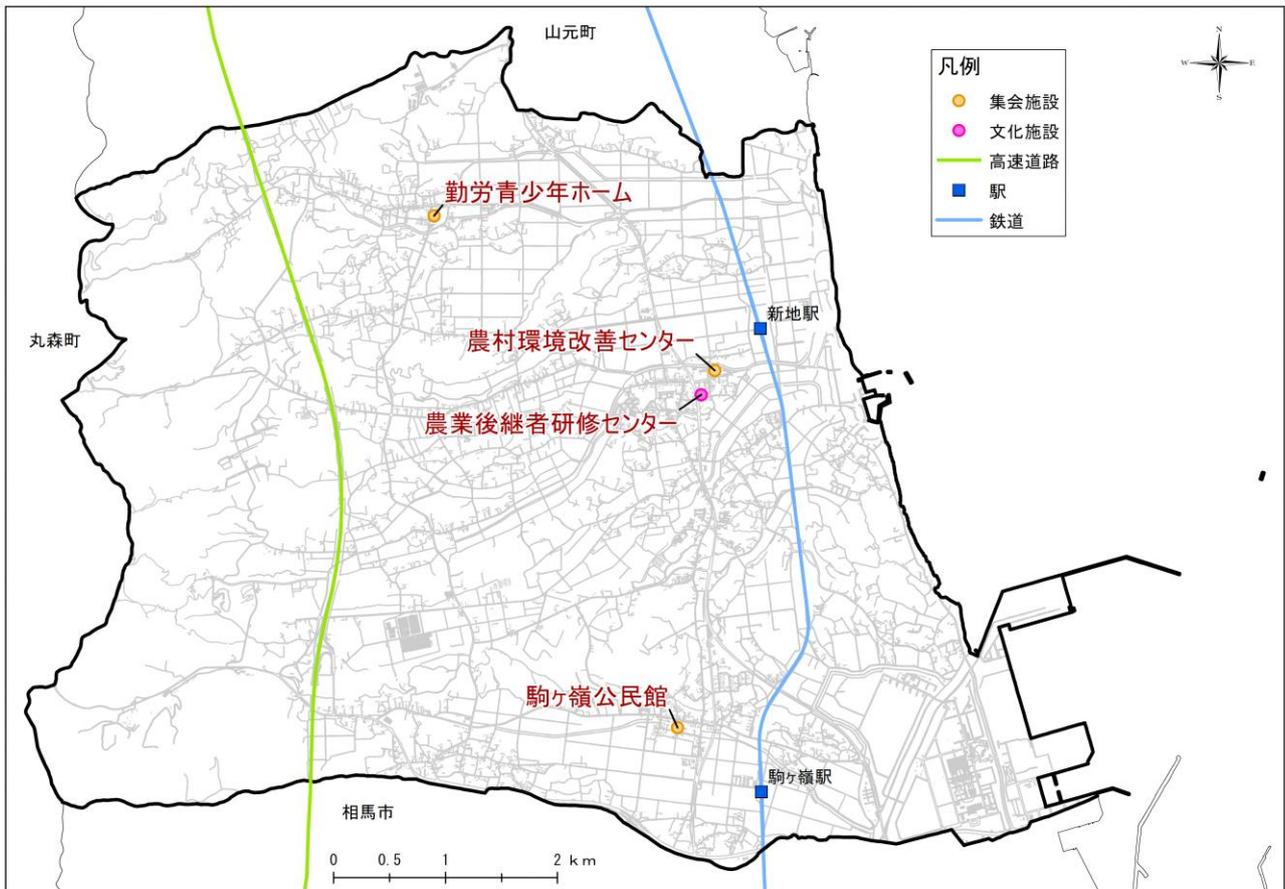


図 4-1 公共施設配置図 (町民文化系施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 28 情復、第 1371 号)

(2) 社会教育系施設

(保有施設)

中分類	対象施設
博物館、資料館等	遺構覆屋
	くるめがすりの家
	図書館
	歴史民俗資料倉庫

(現状)

- 博物館、資料館等は、「図書館」など4施設があります。
- 「歴史民俗資料倉庫」は建築後30年以上を経過し、他は建築後30年未満の建築物です。
- 「くるめがすりの家」は、利用者の閲覧申し出時に開館しており(観光利用)、常時開館していません。
- 「歴史民俗資料倉庫」は、旧農協の倉庫を無償で譲り受けたもので、新地貝塚などの発掘資料保管場所として利用しています。

(基本方針)

- ◇施設の老朽化状況に応じた維持管理、運営を行っていきます。
- ◇「歴史民俗資料倉庫」は、老朽化していることから、計画的な改修を実施します。
- ◇その他の施設については、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◇運営の効率化を図るため、民間活力の導入などを適宜検討します。

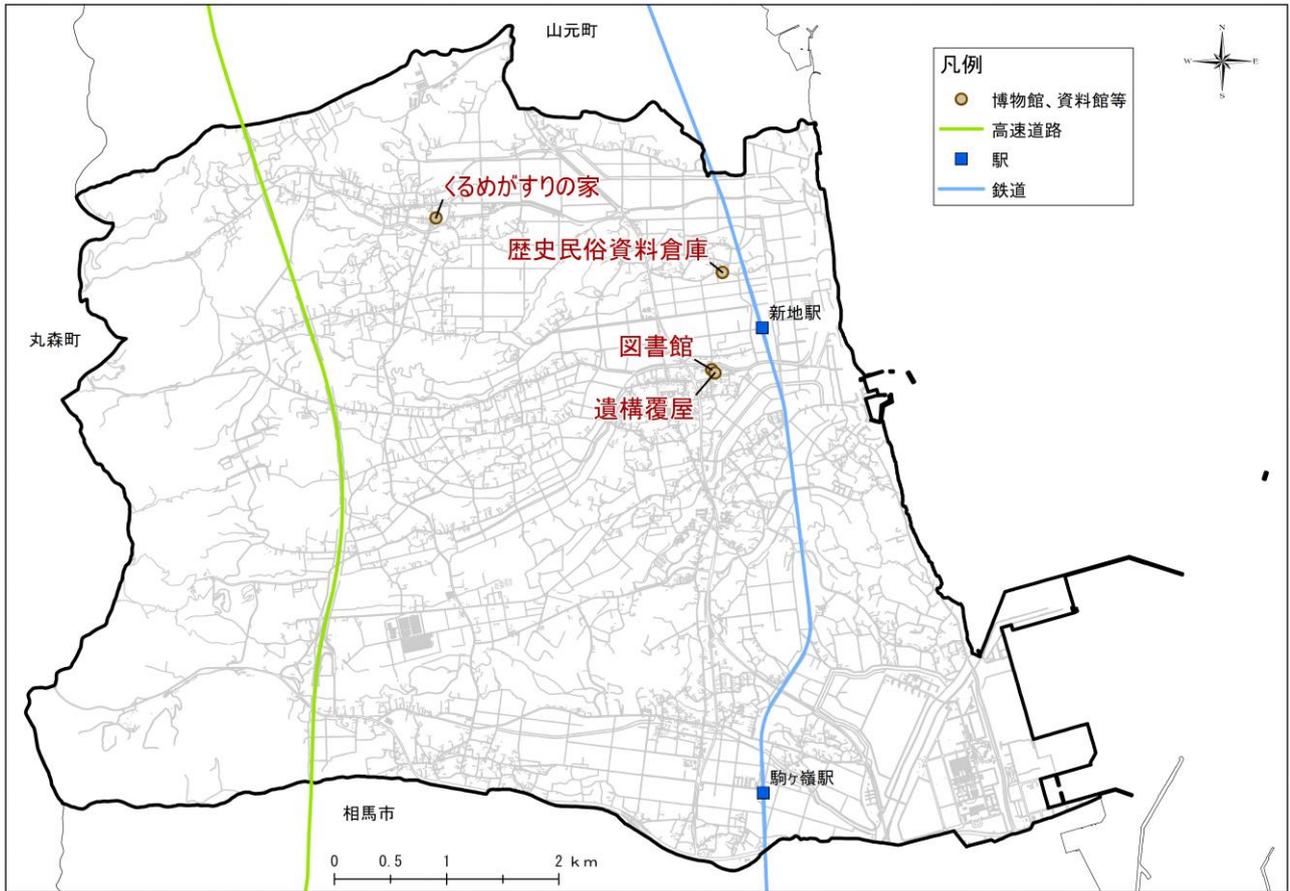


図 4-2 公共施設配置図 (社会教育系施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

(保有施設)

中分類	対象施設
スポーツ施設	陸上競技場便所・休憩室
	総合体育館
	総合公園野球場
	新地町民柔剣道場
レクリエーション施設	勤労者体育センター(町民プール管理棟)

(現状)

- スポーツ施設は、「総合体育館」など4施設、レクリエーション施設は、「勤労者体育センター(町民プール管理棟)」があります。
- 「勤労者体育センター(町民プール管理棟)」は、建築後30年以上を経過し、他は建築後30年未満の建築物です。
- 「勤労者体育センター(町民プール管理棟)」は、通常は会議室利用、夏期のプールは中学校の授業利用、一般は有料で利用しています。日常点検は職員が実施し、夏期は管理委託先の民間事業者による管理を実施しています。
- 「総合体育館」は、様々な競技大会に利用しています。通常は臨時職員5名による点検を実施し、随時修繕を実施しています。
- 「総合公園野球場」は、光熱費が高く、夜間の照明利用料では対応できていません。通常の点検は、「総合体育館」の管理人により行われています。
- 東日本大震災により、町内のスポーツ施設も被害を受けており、応急仮設住宅の集約化による総合運動公園の全面開放や海浜運動公園に代わる多目的運動場の整備などが今後の課題となっています。

(基本方針)

- ◇民間活力を活用しながら効率的かつ効果的な運営に努め、利用促進、サービス向上、コスト削減を図ります。
- ◇施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案し、改修、更新、廃止、民間への譲渡・売却など、今後の施設のあり方を検討します。
- ◇多目的運動場を整備するなど、町民が気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組みます。

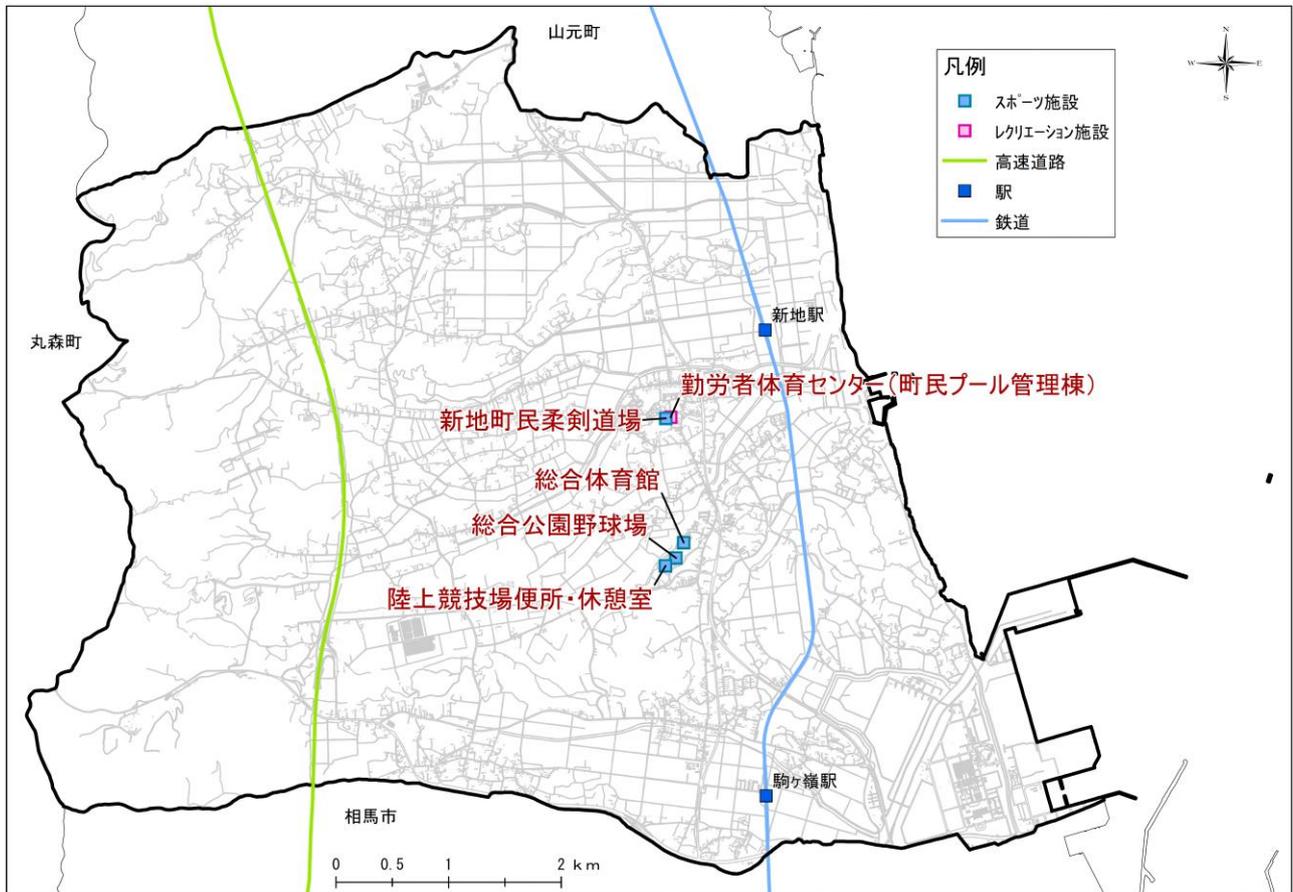


図 4-3 公共施設配置図 (スポーツ・レクリエーション系施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(4) 産業系施設

(保有施設)

中分類	対象施設
産業系施設	相馬中核工業団地X区画 仮設事務所・倉庫 谷地小屋仮設店舗

(現状)

- 産業系施設は、「相馬中核工業団地X区画 仮設事務所・倉庫」、「谷地小屋仮設店舗」の2施設があります。
- 2施設とも近年建築した建物です。
- 「相馬中核工業団地X区画 仮設事務所・倉庫」は、被災事業者に譲渡予定です。

(基本方針)

- ◇施設の民間譲渡や民間への運営管理移譲を実施します。

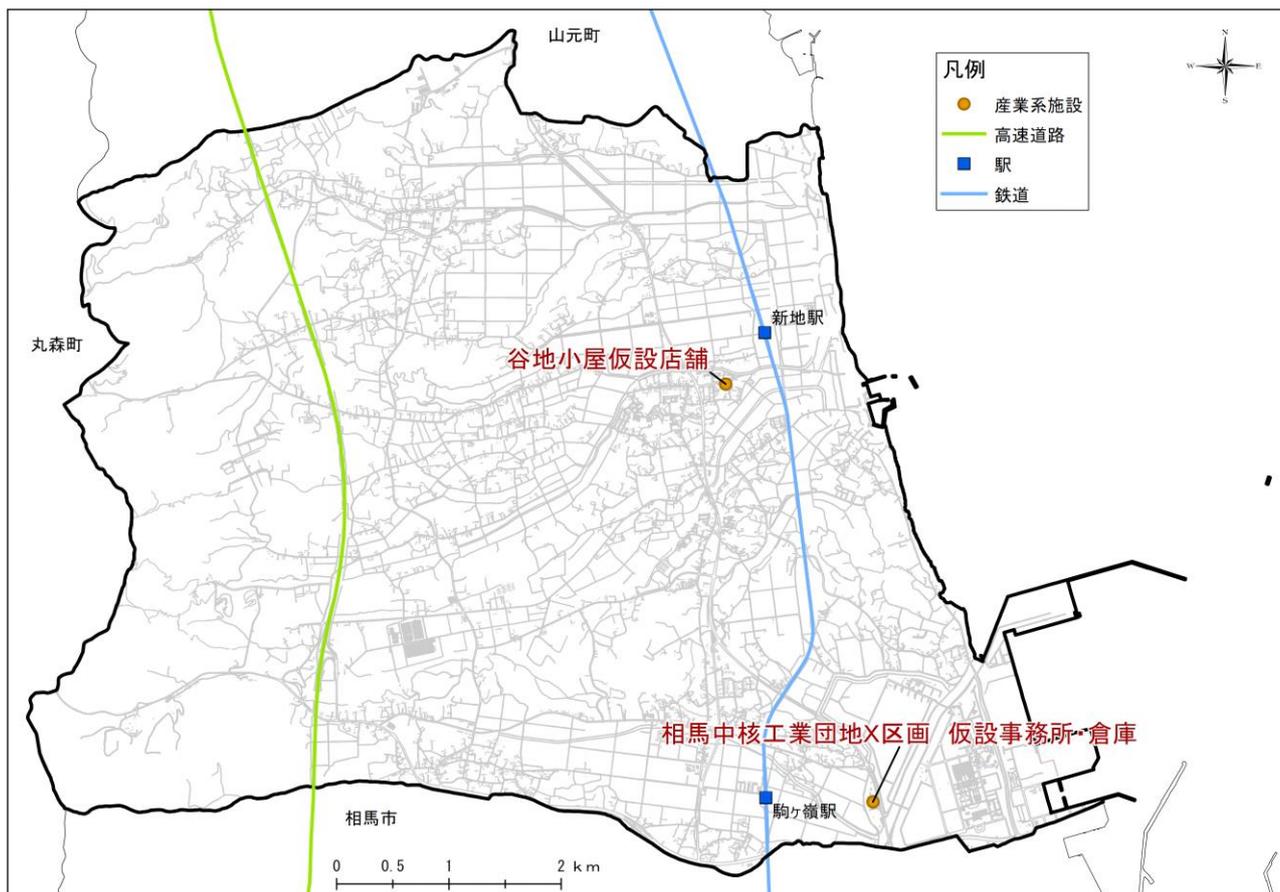


図 4-4 公共施設配置図 (産業系施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(5) 学校教育系施設

(保有施設)

中分類	対象施設
学校	新地小学校
	福田小学校
	駒ヶ嶺小学校
	尚英中学校

(現状)

- 学校は、小学校が3校と中学校が1校です。
- 「福田小学校」は、建築後30年以上が経過しています。その他の学校は、建築後30年未満です。
- 各小中学校は、耐震化工事を実施しています。
- 現在、各学校に余剰教室はありません。
- 学校は、委託により定期点検と優先度を考慮した修繕を実施しています。
- 小学校の給食室の早急な改修が必要とされています。

(基本方針)

- ◇安全・安心な教育環境を確保するため、計画的に校舎・体育館等の改修や更新等を実施します。
- ◇今後の施設の老朽化状況、児童・生徒数や余裕教室数の状況等を勘案し、余裕教室の有効活用、複合化など、今後の施設のあり方を検討します。
- ◇小学校の給食室について、早期の改修を実施します。

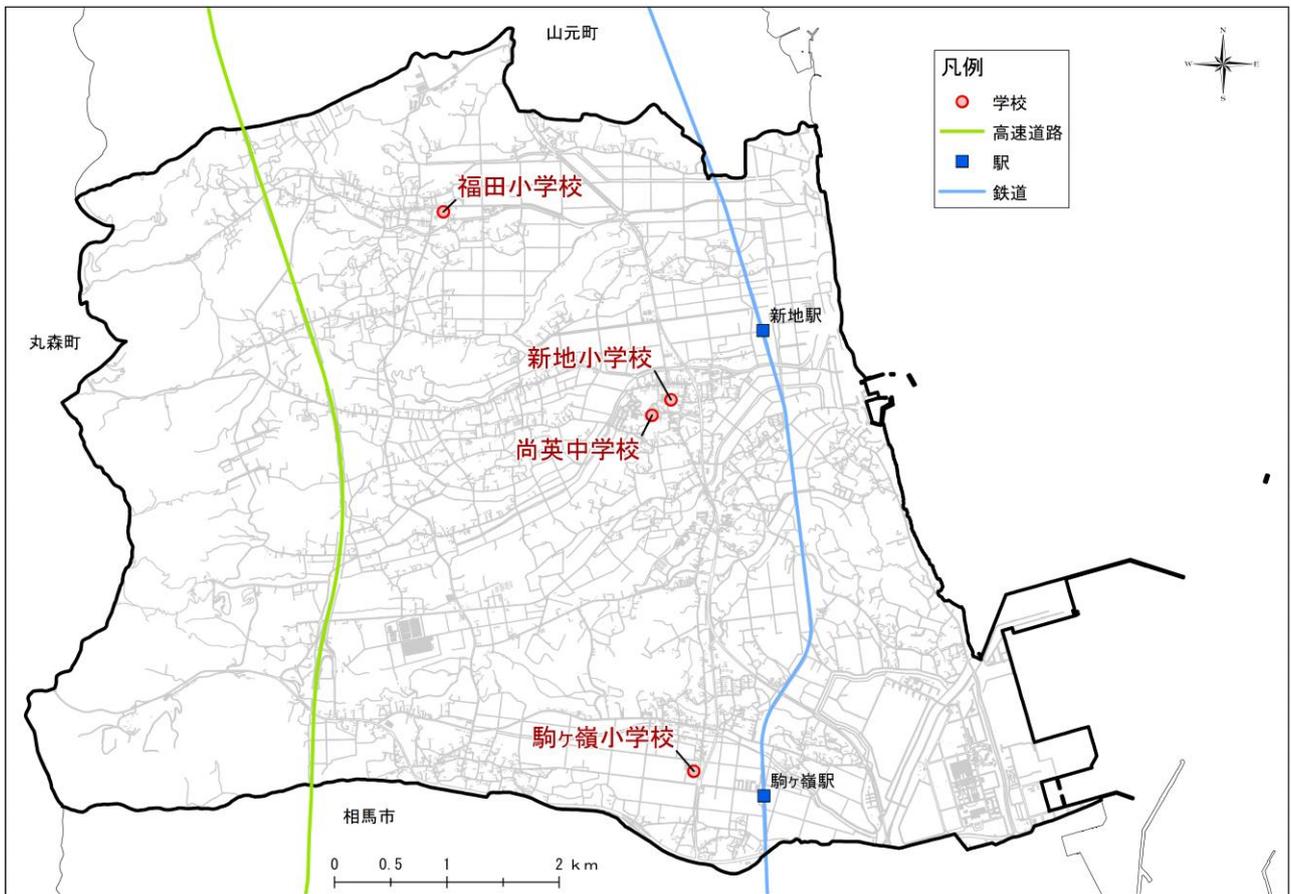


図 4-5 公共施設配置図 (学校教育系施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(6) 子育て支援施設

(保有施設)

中分類	対象施設
保育所	新地保育所
	福田保育所
	駒ヶ嶺保育所
幼児・児童施設	新地町児童館

(現状)

- 保育所は、「新地保育所」など3施設、幼児・児童施設は、「新地町児童館」があります。
- 保育所は、いずれも建築後30年以上が経過し、老朽化が進行しています。「新地町児童館」は、建築後10年程度の新しい施設です。
- 保育所利用は、定員の8割となっています。
- 「新地町児童館」は、イベントを月2回（火曜日）実施しています。町外では、相馬市などから参加し、概ね50人程度の利用があります。
- 保育所は、職員等により定期及び随時に点検を行い、適宜修繕を実施しています。
- 保育所は、平成27年度より利用者が増加しています。今後は、移住者により、利用者の増加が見込まれます。

(基本方針)

- ◇施設の老朽化状況、利用状況等を勘案して、改修、更新、廃止など、今後の施設のあり方を検討します。
- ◇今後整備される「新駒ヶ嶺公民館」に、児童クラブ機能の導入を検討しています。
- ◇児童館の事業内容の充実や運営体制の工夫、保育所の地域開放の推進などにより、子育て支援の充実を図ります。

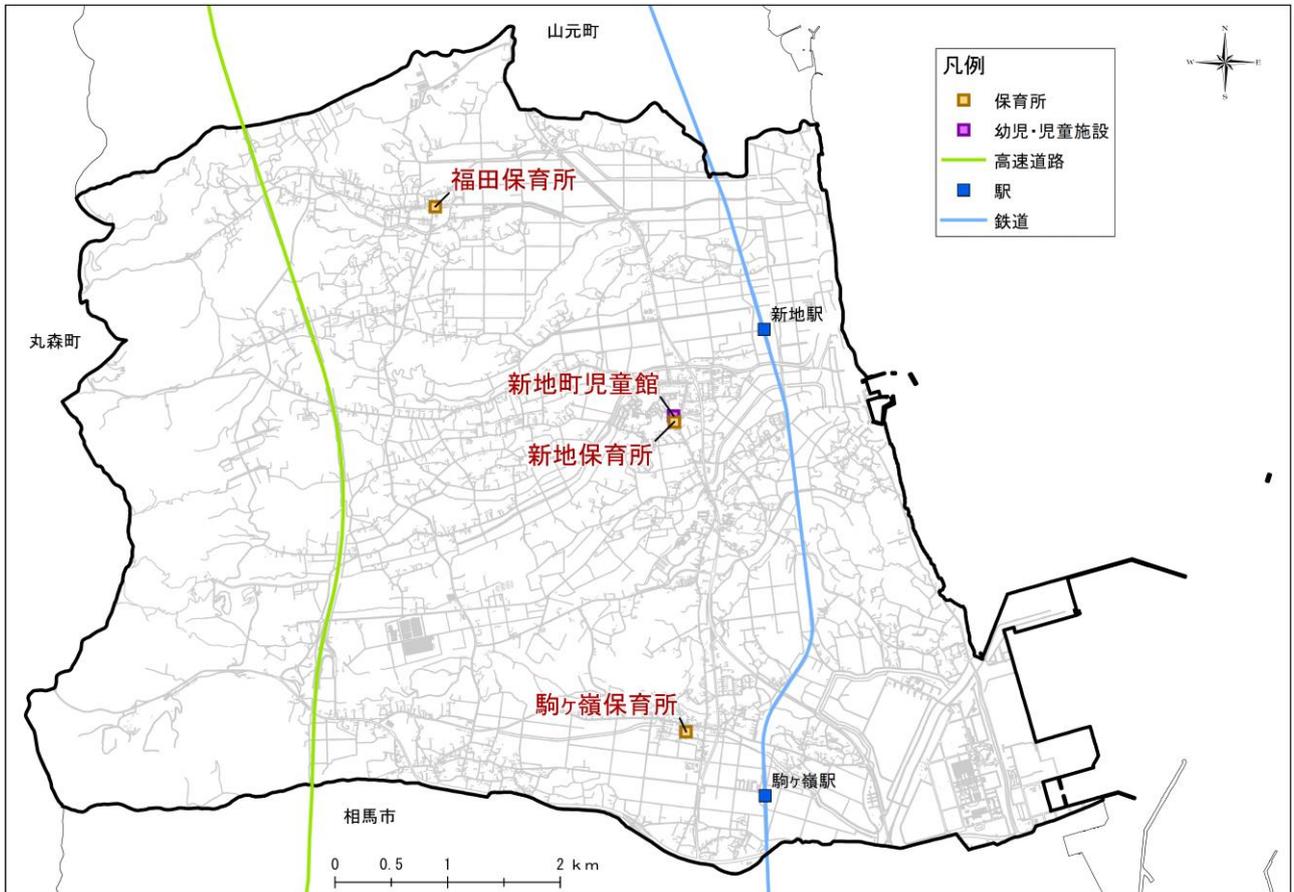


図 4-6 公共施設配置図 (子育て支援施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(7) 保健・福祉施設

(保有施設)

中分類	対象施設
その他社会福祉施設	老人憩いの家
	保健センター

(現状)

- その他社会福祉施設は、「老人憩いの家」、「保健センター」の2施設です。
- 「老人憩いの家」は、建築後40年以上が経過し、老朽化が著しい状況です。
- 「保健センター」は、設備などの老朽化が著しい状況です。
- 「老人憩いの家」は、ボイラー設備の老朽化によりコスト高になっています。そのため、駅前に整備を計画している民間温浴施設利用を進める必要があります。
- 今後は、高齢化が予測されており、需要が増加する見込みです。

(基本方針)

- ◇計画的な点検や修繕等の実施により施設の老朽化状況、利用状況などを勘案して、改修、更新等を実施します。
- ◇民間活力を活用しながら効率的かつ効果的な運営に努め、サービス向上、コスト削減を図ります。

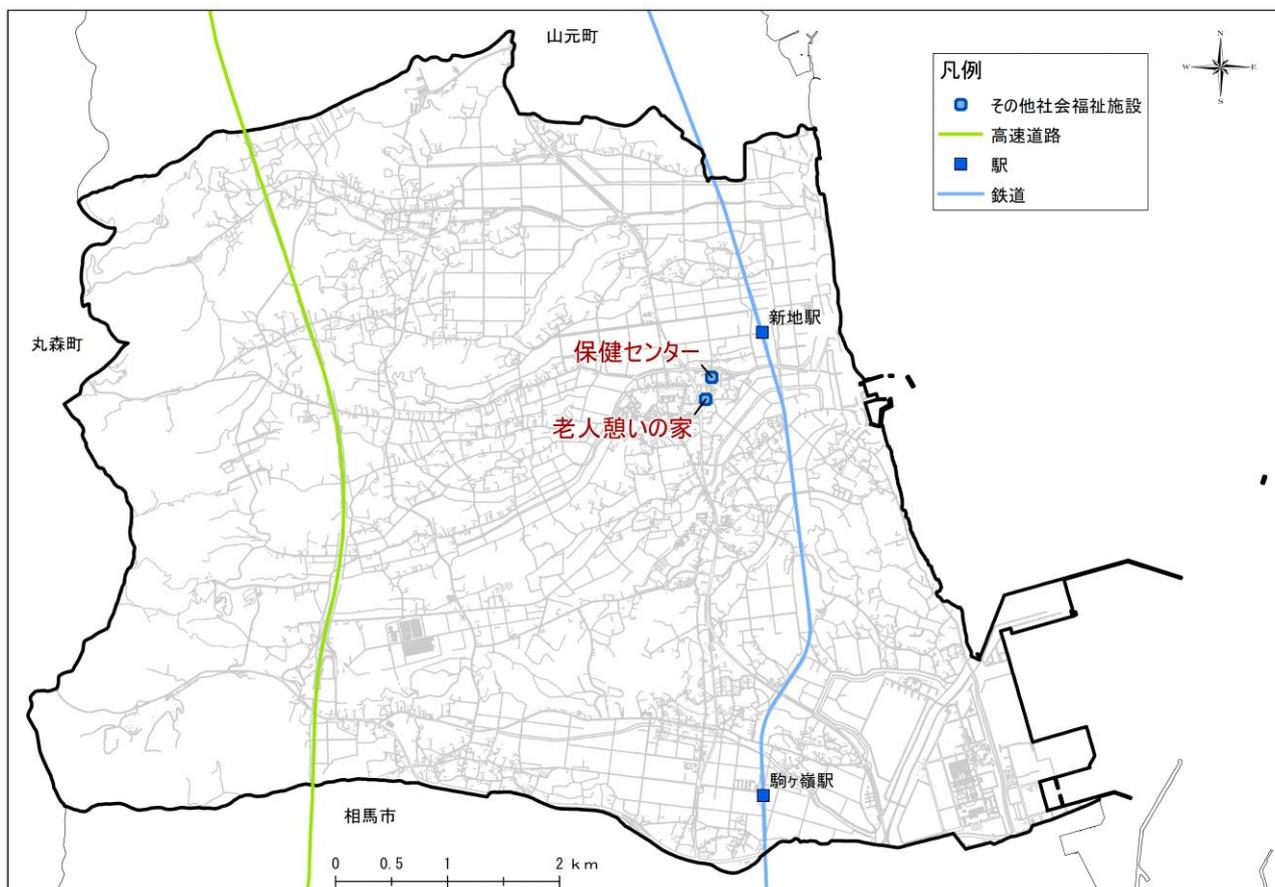


図 4-7 公共施設配置図 (保健・福祉施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(8) 行政系施設

(保有施設)

中分類	対象施設
庁舎等	役場庁舎
消防施設	消防自動車車庫・詰所(菅谷)
	消防自動車車庫(高田)
	消防団詰所(駒町)
	消防自動車車庫(渋民)
	消防自動車車庫(藤崎)
	消防自動車車庫(新林)
	消防団詰所(新林)
	消防自動車車庫(今泉)
	消防自動車車庫・詰所(岡)
	消防自動車車庫(杉目)
	消防団詰所(新地町)
	消防自動車車庫(小川)
	消防自動車車庫(富倉)
	消防団詰所(福田)
	消防団詰所(沢口・鉄砲町)
	消防自動車車庫(沢口・鉄砲町)
	消防自動車車庫・詰所(真弓)
	消防団詰所(木崎)
	消防自動車車庫(木崎)
	消防団詰所(作田)
消防自動車車庫(作田)	
新地町防災センター	
その他行政系施設	公用車車庫
	公用車車庫(萩崎)

(現状)

- 「役場庁舎」は、建築後 20 年未満の施設です。行政サービス拠点として、多くの町民に利用されています。
- 消防施設は、22 施設あります。震災後のまちづくりを踏まえ、消防団の再構築を図るとともに、新たな団員の確保が課題となっています。

(基本方針)

- ◇庁舎は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により施設の適切な維持管理に努めます。
- ◇消防施設は、消防救急活動の拠点となる重要な施設であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。また、自治会の再編を踏まえた消防団の再構築などを図ります。

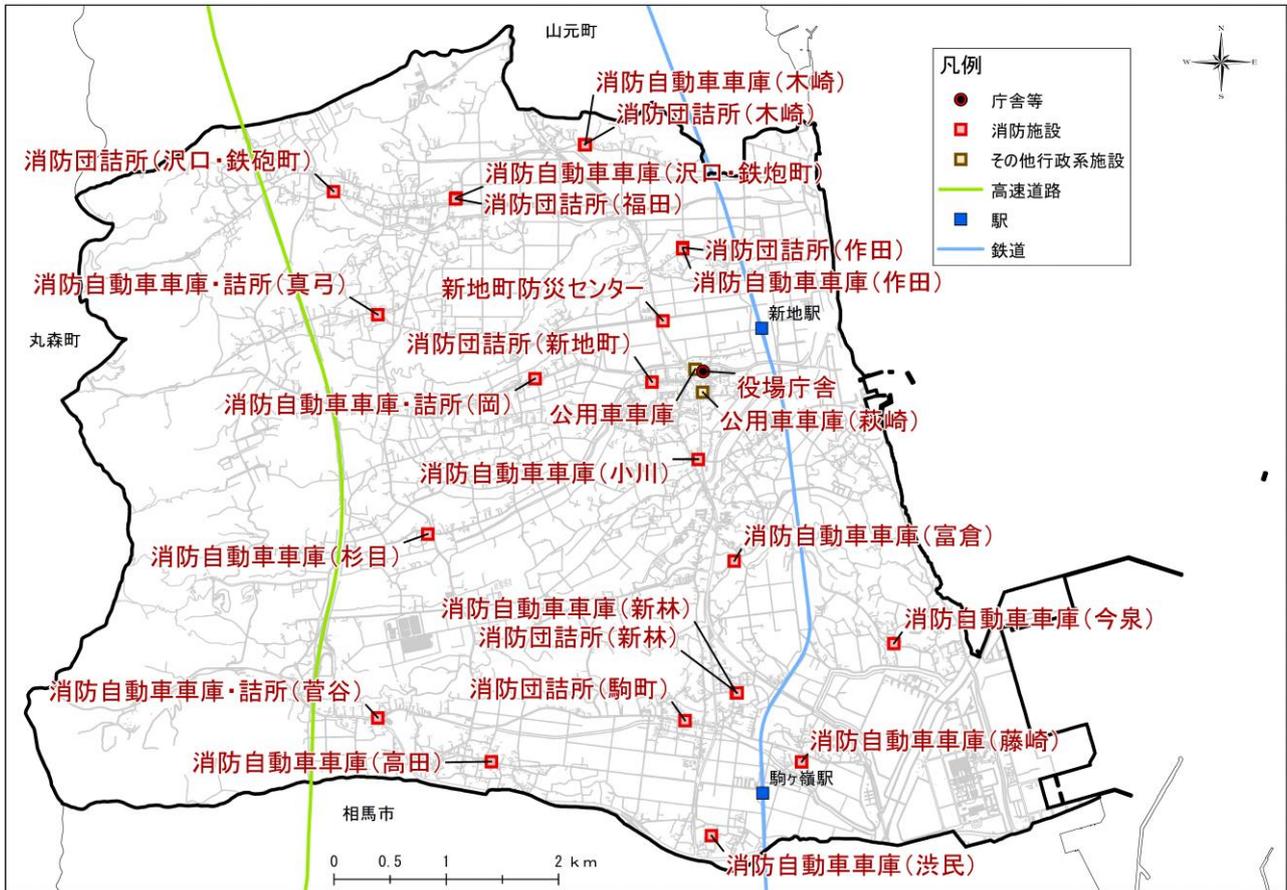


図 4-8 公共施設配置図 (行政系施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(9) 町営住宅

(保有施設)

中分類	対象施設
町営住宅	愛宕町営住宅
	新林町営住宅
	高見原町営住宅
	大町町営住宅
	中里町営住宅
	駒ヶ嶺駅前町営住宅
定住促進住宅	小川定住促進住宅・小川町営住宅
	福田定住促進住宅
災害町営住宅	愛宕東災害町営住宅
	駒ヶ嶺原災害町営住宅
	大戸浜災害町営住宅
	岡災害町営住宅
	雁小屋災害町営住宅
	作田東災害町営住宅
	作田西災害町営住宅
	中島災害町営住宅
被災高齢者共同住宅	被災高齢者共同住宅
職員住宅	駒ヶ嶺教職員住宅
	福田教職員住宅

※「小川定住促進住宅・小川町営住宅」：1～3階は小川定住促進住宅、4・5階は小川町営住宅。

(現状)

- 町営住宅は7団地（管理戸数108戸、入居戸数101戸）、災害町営住宅は8団地（管理戸数129戸、入居戸数106戸）、定住促進住宅は2団地（管理戸数60戸、入居戸数51戸）です。また、「駒ヶ嶺教職員住宅」、「福田教職員住宅」、「被災高齢者共同住宅」があります。
- 「愛宕町営住宅」は、建築後40年以上、「小川定住促進住宅・小川町営住宅」は、建築後30年以上となっています。他の施設は30年未満です。
- 「被災高齢者共同住宅」は、被災した65歳以上の新地町在住の高齢者が対象で、管理戸数22戸、入居戸数19戸です。
- 災害町営住宅は、将来入居者へ払い下げが考えられます。
- 各施設は、職員により定期及び随時に点検を行い、適宜修繕を実施しています。

(基本方針)

- ◇既存住宅については、計画的な修繕・改修等を実施し、居住性の向上に努めます。
また、高齢者や障がい者が安心して暮らせるようバリアフリー化に努めます。
- ◇災害町営住宅については、長期的な払い下げについて支援策等を検討します。
- ◇今後の人口・世帯等の動向や公営住宅に対する需要の状況を踏まえ、町営住宅の管理戸数を計画的に見直すことを基本とします。

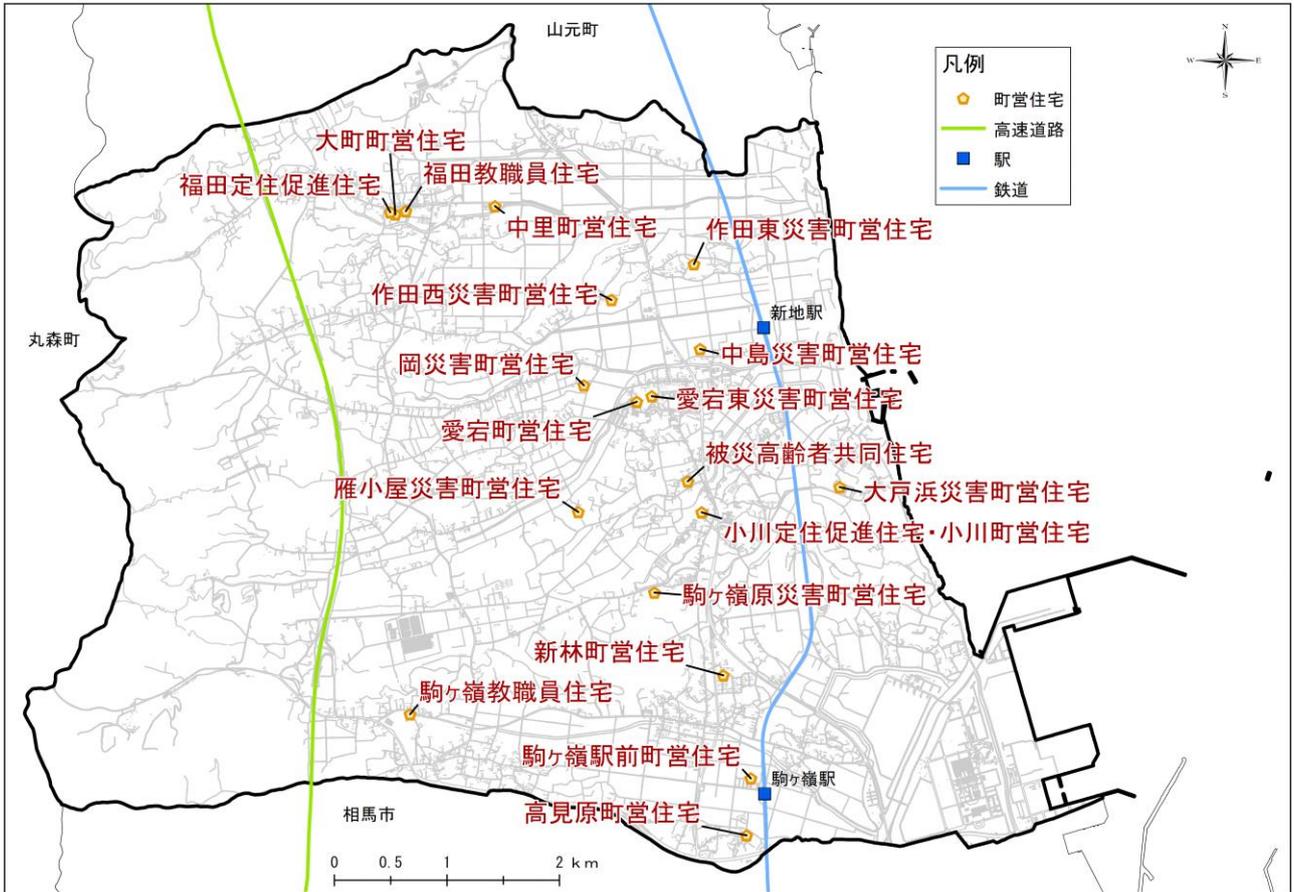


図 4-9 公共施設配置図 (町営住宅)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(10) 公園
(保有施設)

中分類	対象施設
公園	総合公園こどもの森便所
	相馬地域開発記念緑地(便所)
	山小屋(休憩小屋)
	鹿狼山公衆便所

※建物を有する公園が該当

(現状)

○公園の便所や休憩小屋があり、いずれも建築後 30 年未満の施設です。

(基本方針)

- ◇施設の老朽化状況、利用状況等を勘察し、計画的に修繕等を実施します。
- ◇地域住民や NPO 法人、企業、ボランティアなどの協力を得ながら、効果的な運営について検討します。

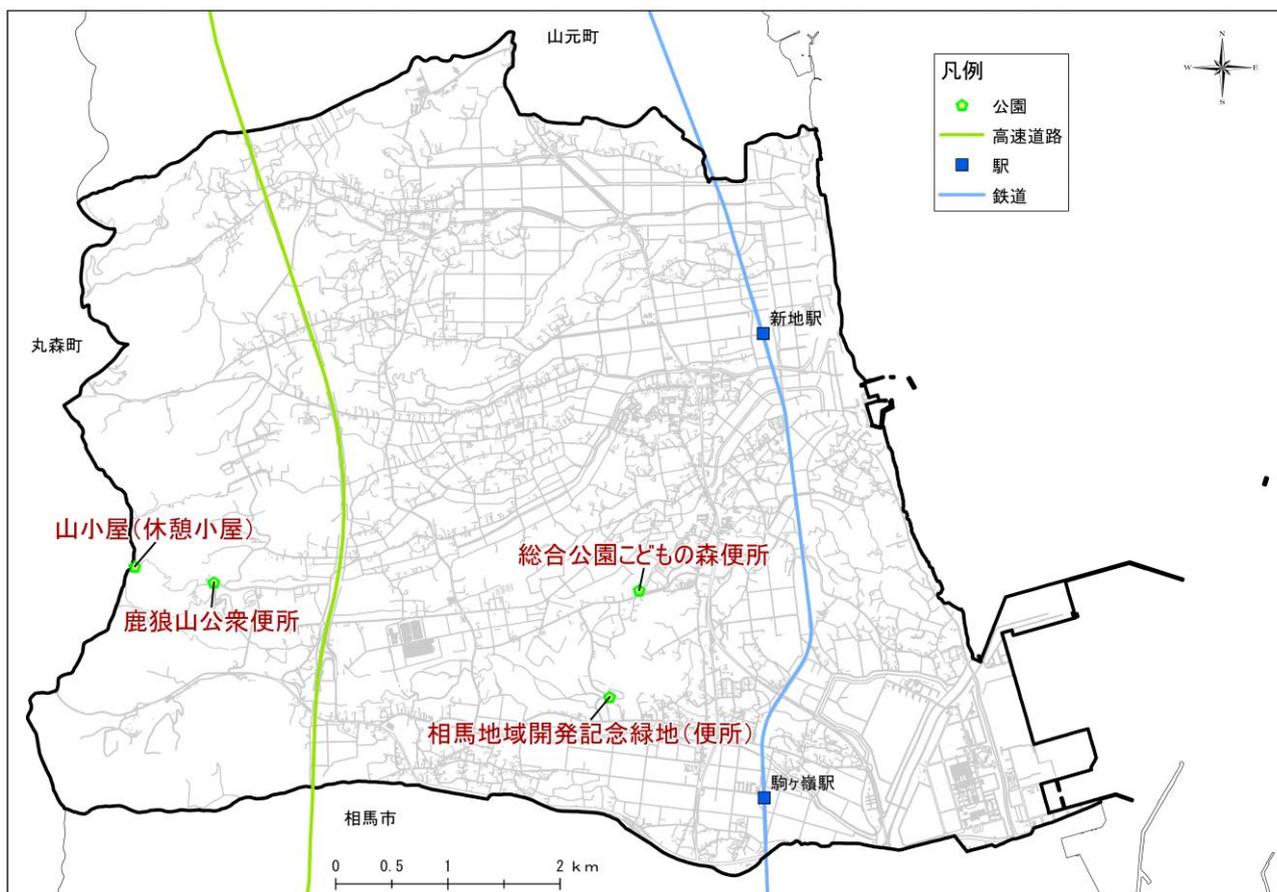


図 4-10 公共施設配置図 (公園)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(11) 供給処理施設

(保有施設)

中分類	対象施設
供給処理施設	一般廃棄物処理施設

(現状)

- 「一般廃棄物処理施設」は、浸出水処理施設や管理施設です。計画埋め立て量の4割程度で余裕があります。今後は、利用増が想定されます。

(基本方針)

- ◇施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、計画的に改修、更新等を実施します。

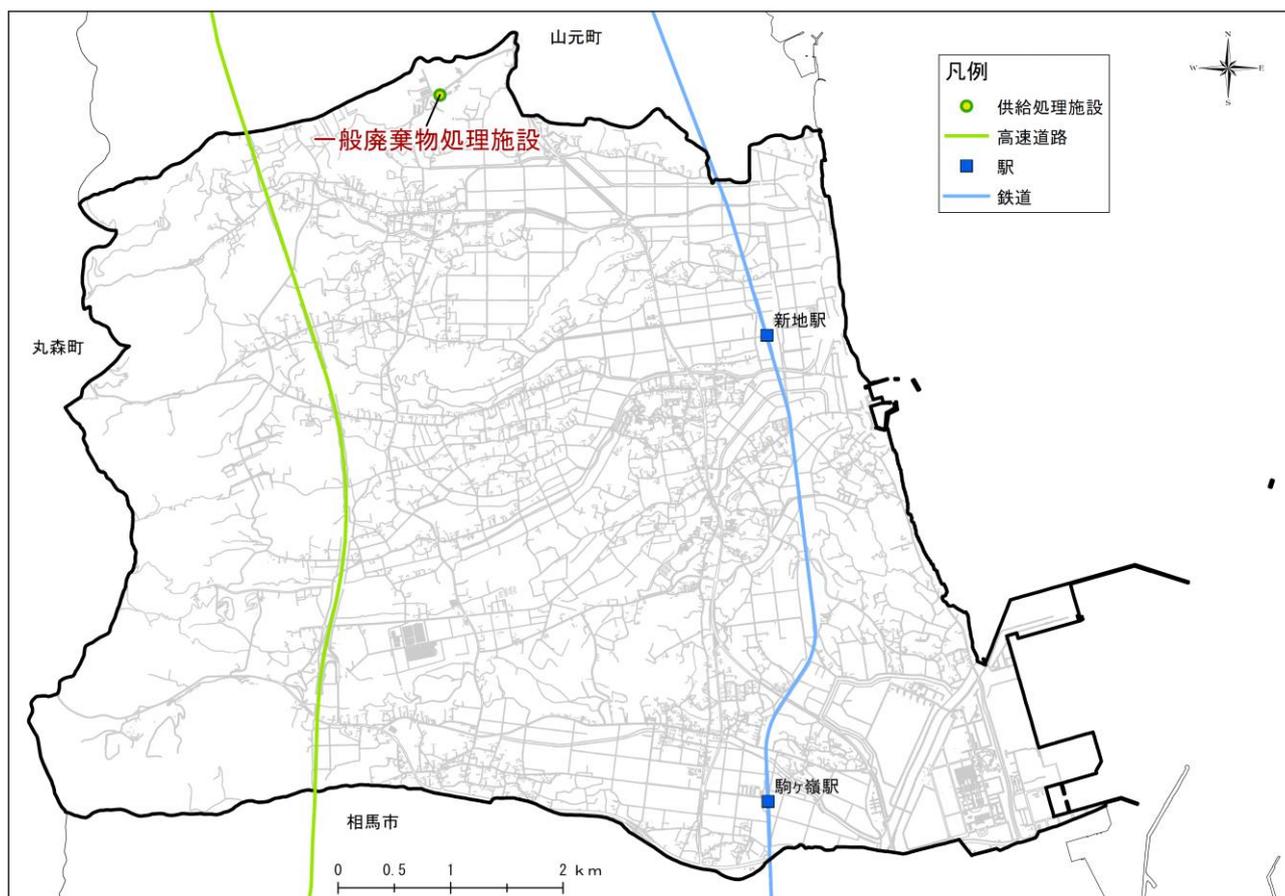


図 4-11 公共施設配置図 (供給処理施設)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

(12) その他

(保有施設)

中分類	対象施設
その他	駒ヶ嶺町水防倉庫
	駒ヶ嶺駅前駐輪場
	釣師浜漁具倉庫

(現状)

- その他施設は、3 施設です。
- 「駒ヶ嶺町水防倉庫」は、建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。
- 他の施設は、建築後 30 年未満です。

(基本方針)

- ◇計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

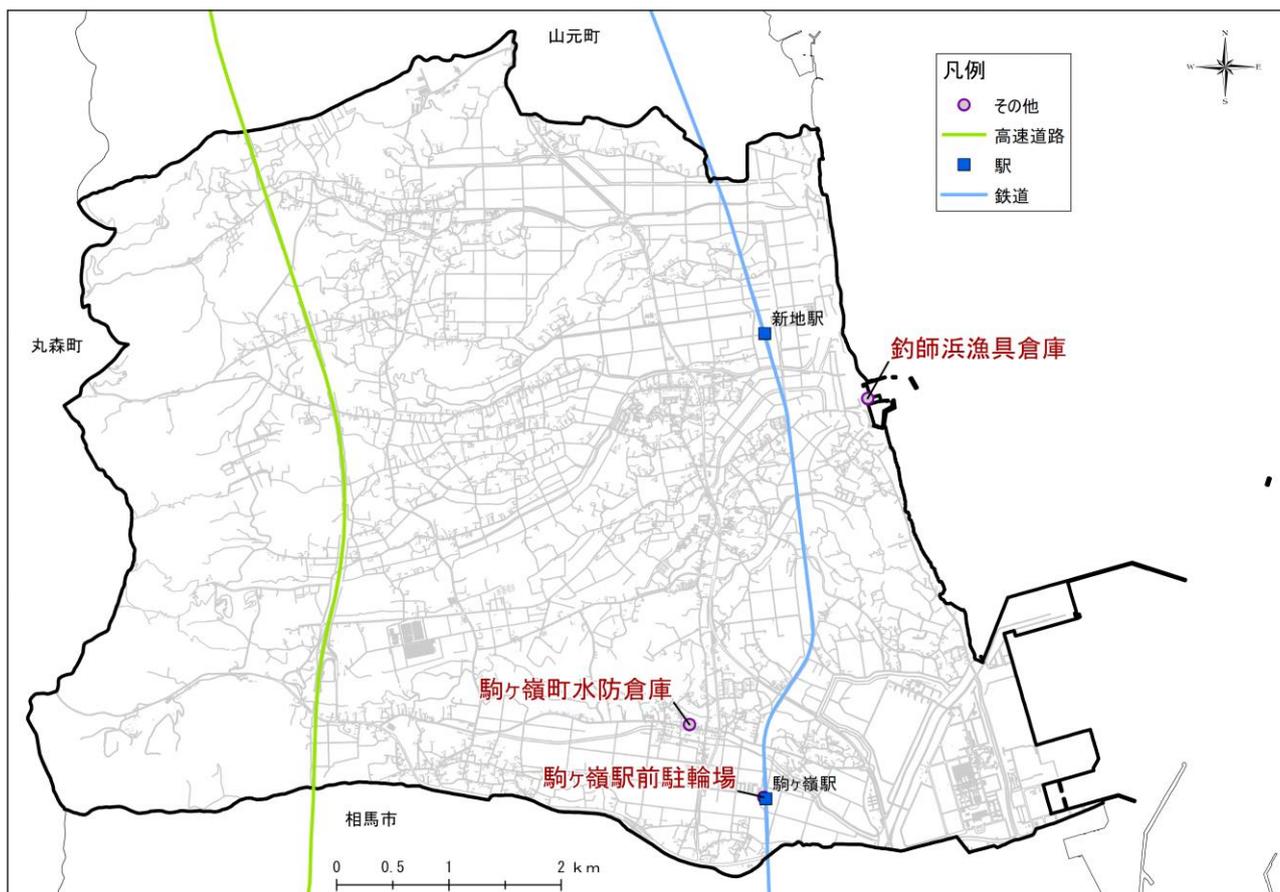


図 4-12 公共施設配置図 (その他)

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 28 情複、第 1371 号)

4.2. インフラ資産

(1) 道路

(保有施設)

分類	種別	数量
道路	一級町道	23.4 km
		218,648 m ²
	二級町道	20.2 km
		120,311 m ²
	その他の町道	141.7 km
		736,814 m ²
計	185.3 km	
	1,075,773 m ²	

(現状)

○道路延長は、約 185.3km です。

○道路は、職員が定期的なパトロールを行い、修繕必要箇所を適宜修繕しています。

(基本方針)

◇長寿命化計画（道路整備計画等）を策定するなど、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

◇常磐自動車道・国県道への効率的な接続を図るため、幹線町道の二車線化の整備を進めるとともに、海岸部からの避難道路の整備を推進します。また、地域の実情に応じた生活道路の整備に努めます。

(2) 橋りょう

(保有施設)

分類	種別	数量
橋りょう		104 橋
		1.2 km
		7,334 m ²

※数量の出典は橋梁長寿命化計画（平成 26 年度）

(現状)

○橋りょうは、104 橋です。

○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき点検・修繕を実施しています。

(基本方針)

◇「新地町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

◇点検に関する研修会等に参加するなど、職員の知識・技術の向上に努めます。

(3) 上水道

(保有施設)

分類	種別	数量
上水道	管路	148.5 km

(現状)

- 上水道の管路延長は、約 148.5km です。
- 相馬地方広域水道企業団により、ほぼ全町域を対象に給水業務が行われています。
- 老朽具合により、優先順位づけを行い、順次、点検・診断を実施しています。

(基本方針)

- ◇予防保全型の計画的な維持管理により、安全で安定した供給と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◇計画的な配水管の更新などにより、水道施設の耐久性の向上に努めます。

(4) 下水道

(保有施設)

分類	種別	数量
特定環境保全公共下水道	管路	46.4 km
	特定環境保全公共下水道施設	1 施設
		1,764 m ²
農業集落排水	管路	17.4 km
	農業集落排水施設	3 施設
		392 m ²

特定環境保全公共下水道施設：新地浄化センター

農業集落排水施設：福田処理場、真弓処理場、今泉処理場

(現状)

- 特定環境保全公共下水道の管路延長は約 46.4km、農業集落排水の管路延長は 17.4km です。
- 平成 7 年度から特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施し、下水道事業区域外については、合併浄化槽の設置助成を行っています。

(基本方針)

- ◇「新地町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◇地域特性に即して、下水道事業の導入あるいは合併浄化槽の設置を促進し、町全域の水洗化を図ります。

(5) 湛水防除施設

(保有施設)

分類	種別	数量
湛水防除施設		6 施設
		1,233 m ²

湛水防除施設：藤崎湛水防除施設、駒ヶ嶺湛水防除施設、今泉湛水防除施設、
中浜田湛水防除施設、埴浜湛水防除施設、大戸浜地区湛水防除施設

(現状)

○湛水防除施設は、6 施設です。

(基本方針)

◇湛水防除施設については、計画的な維持管理により、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

5.推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署との連携による、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

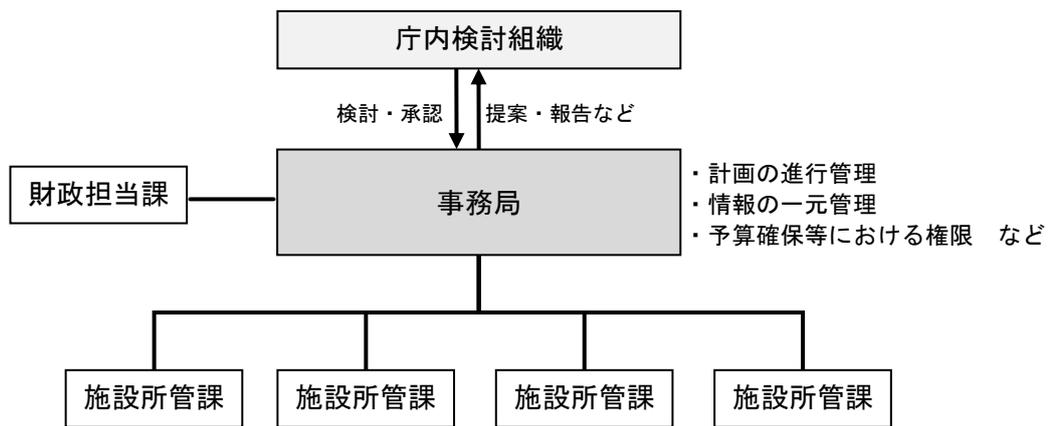


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理・共有

- 施設ごとに施設所管部署が把握している施設情報を、一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進め、その情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

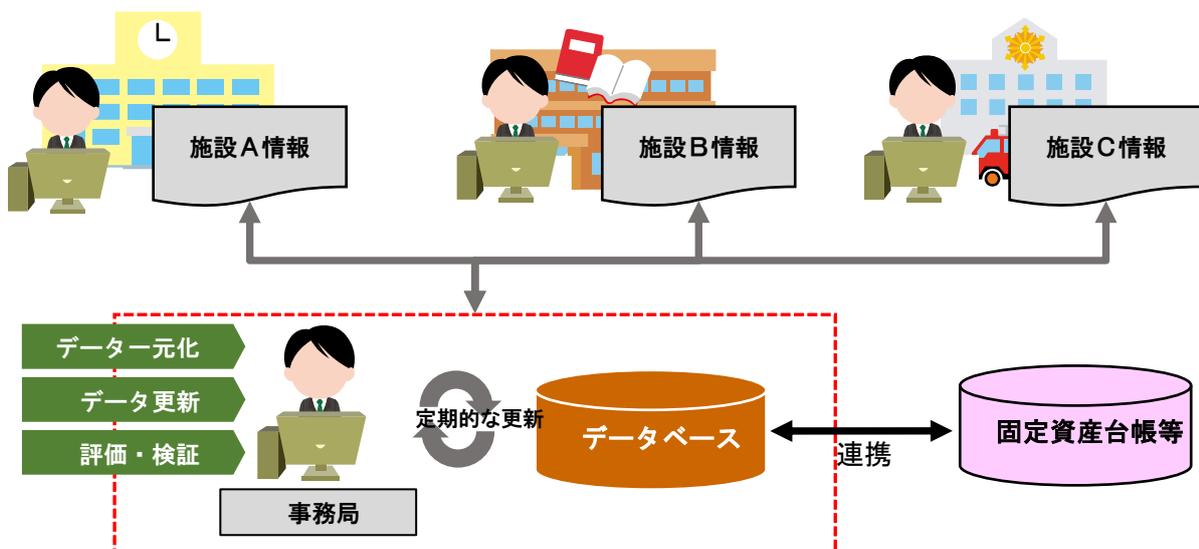


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5. 2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

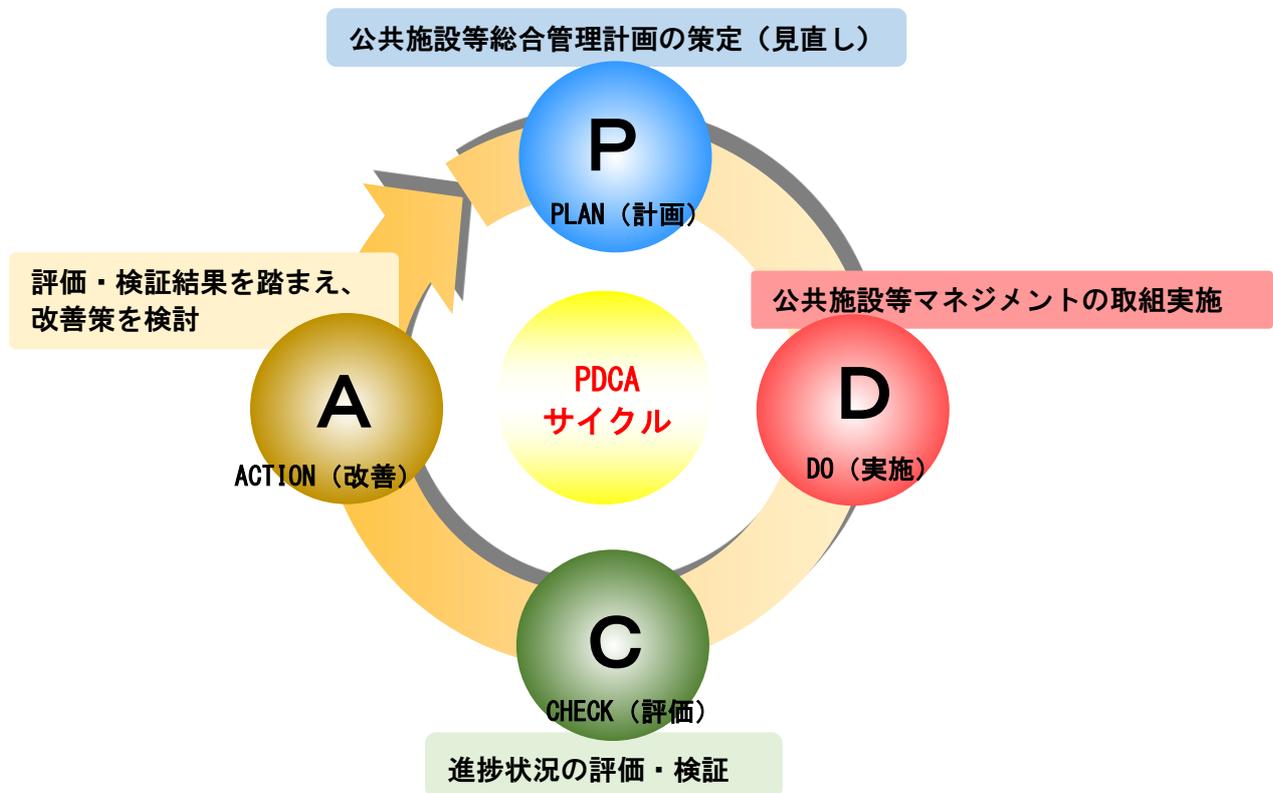


図 5-3 PDCA サイクルのイメージ

(2) 町民との情報共有

○計画を推進するためには、町民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

(3) 個別施設計画の策定

○今後は、本計画に基づき、施設ごとの具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」等を策定し、公共施設等マネジメントの取組を推進します。

資料編

公共施設等の将来更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆平成28年度時点で、建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 公共施設の更新等費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
町民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
町営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

(2) インフラ資産

①道路

<試算条件>

◆更新年数：15年

※舗装の耐用年数の10年と、舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて、15年とする

◆更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

・道路（一級、二級、その他）：4,700円/m²

<試算結果>

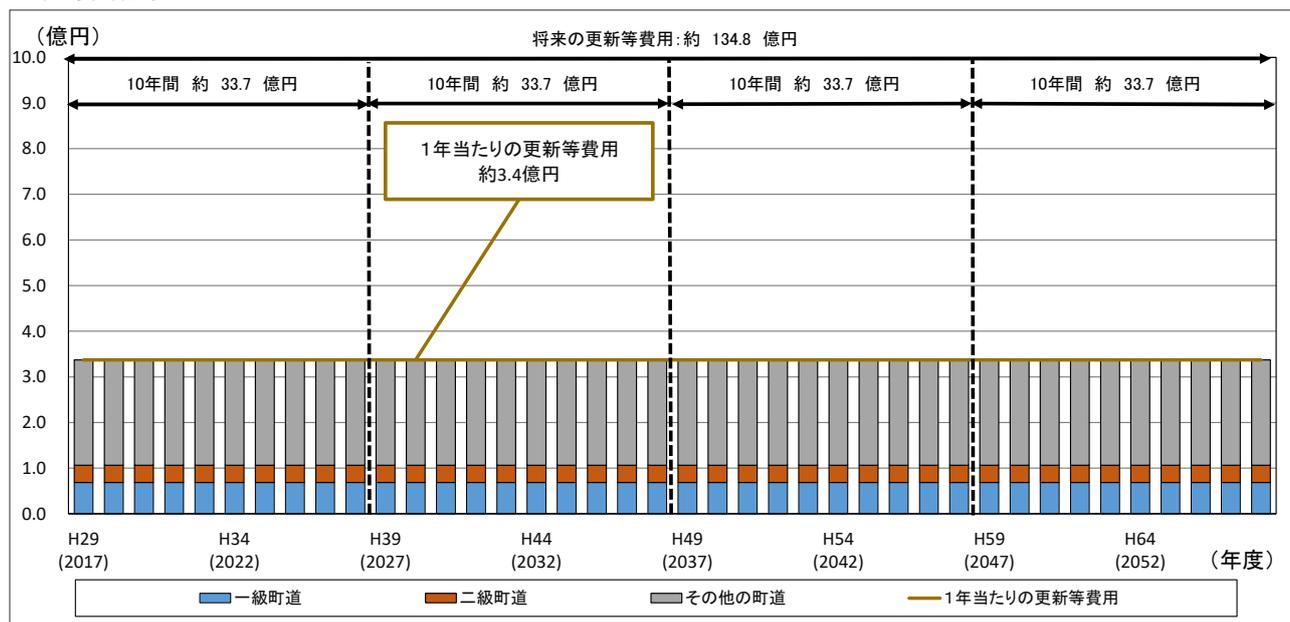


図 道路の将来の更新等費用

②橋りょう

<試算条件>

- ◆耐用年数：60年
- ◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
・448千円/m²

<試算結果>

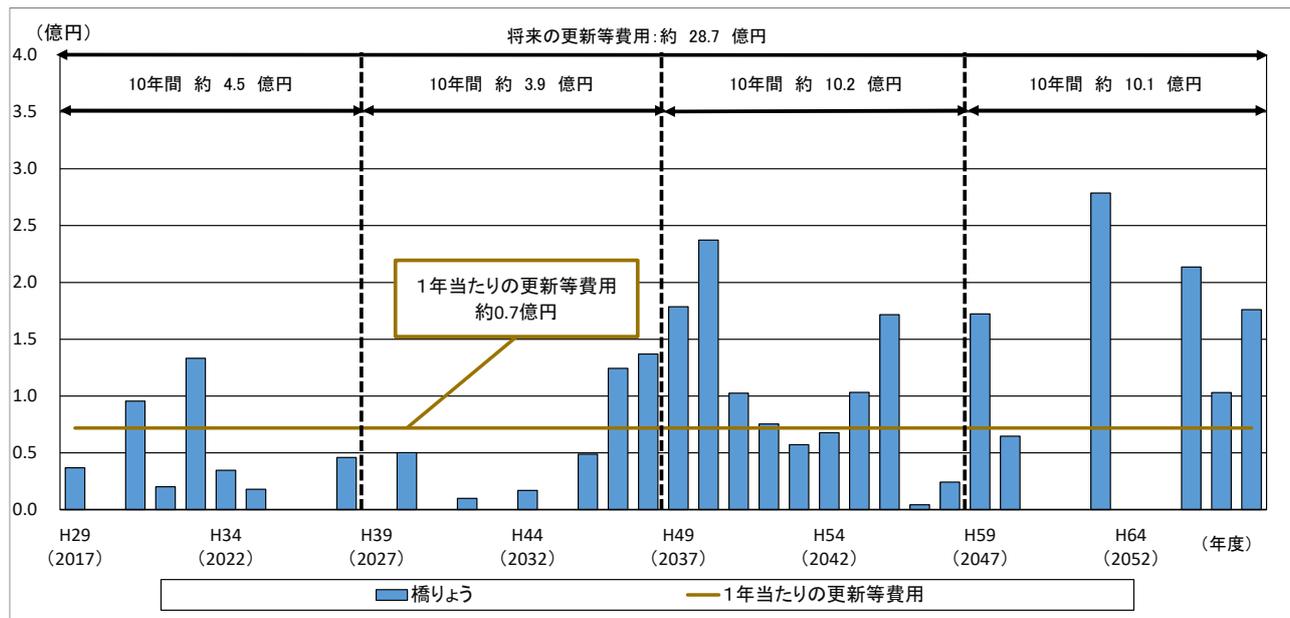


図 橋りょうの将来の更新等費用

③上水道

<試算条件>

- ◆耐用年数：40年
- ◆管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- ◆管路の建設年度が不明のため、平成29年度から平成68年度までの40年間に、費用を均等に振り分け

表 管路（上水道）の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm以上	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm以上	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以上	923	

<試算結果>

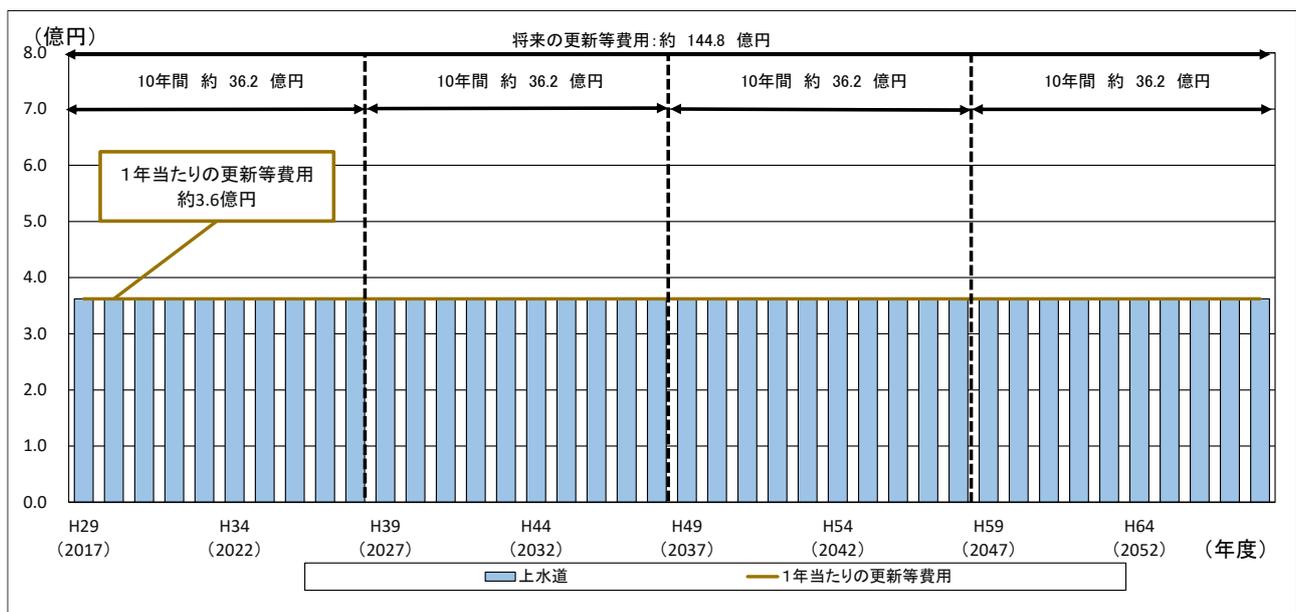


図 上水道の将来の更新等費用

④特定環境保全公共下水道

<試算条件>

- ◆耐用年数：50年
- ◆管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- ◆管路の建設年度が不明のため、下水道事業開始年度と耐用年数を考慮し、平成58年度以降に費用を均等に振り分け
- ◆特定環境保全公共下水道施設
 - ・ 建築後、60年で更新（建替え）、30年で大規模改修を実施
 - ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
更新（建替え）：36万円/m²、大規模改修費用：20万円/m²

表 管路（特定環境保全公共下水道）の更新費用の単価

管種	更新単価 (千円/m)	備考
コンクリート管	124	更生工法を前提
陶管	124	
塩ビ管	124	
更生管	134	布設替えを前提

<試算結果>

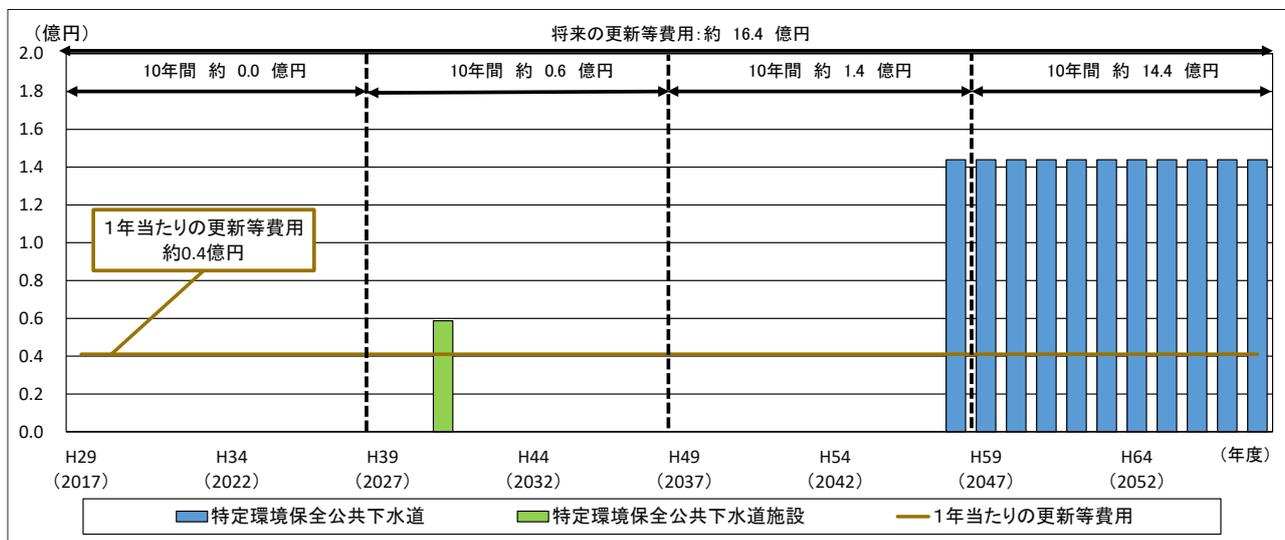


図 特定環境保全公共下水道の将来の更新等費用

⑤農業集落排水

<試算条件>

- ◆特定環境保全公共下水道の試算条件に準拠

<試算結果>

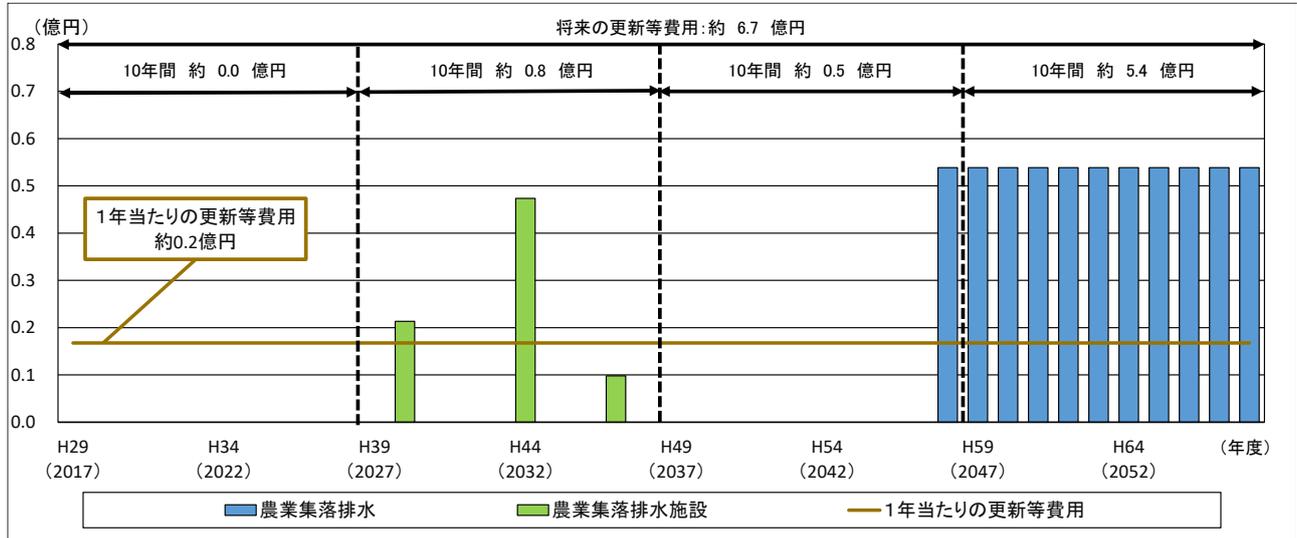


図 農業集落排水の将来の更新等費用

⑥ 湛水防除施設

<試算条件>

◆ 湛水防除施設

- ・ 建築後、60年で更新（建替え）、30年で大規模改修を実施
- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
更新（建替え）：36万円/m²、大規模改修費用：20万円/m²

<試算結果>

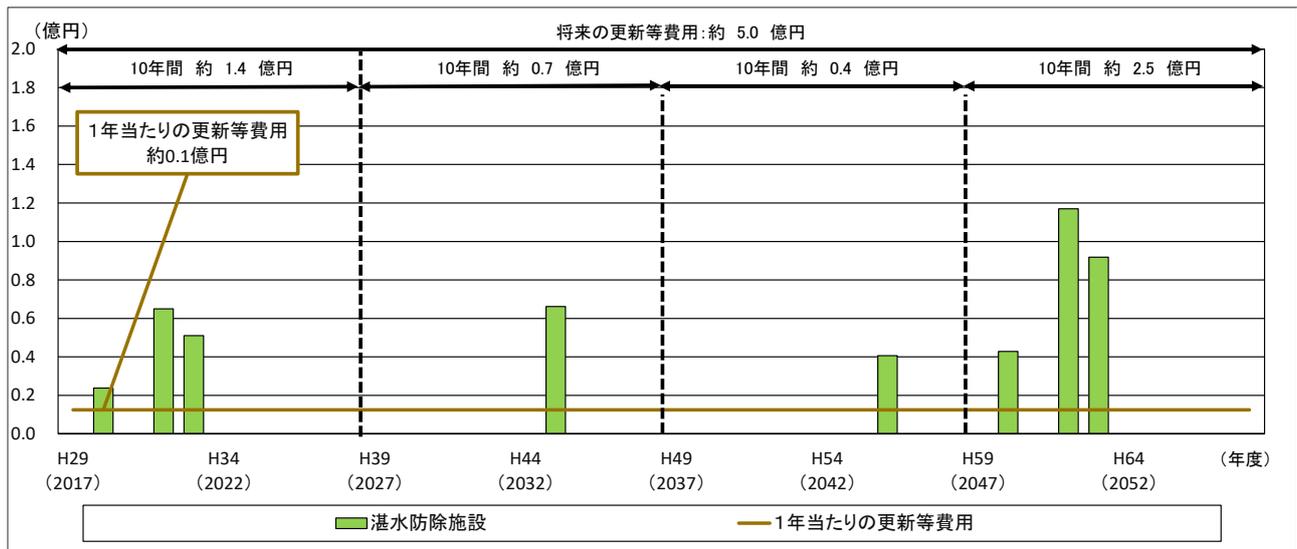


図 湛水防除施設の将来の更新等費用

新地町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 新地町

編 集 新地町 総務課

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

T E L : 0244-62-2111 (代表)

F A X : 0244-62-3194